# 職員の給与等に関する報告及び勧告

平成27年9月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 153 号 平成 27年9月25日

岡山市議会議長 宮武 博 様 岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 中野 惇

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の 給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとお り勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

## **り** 次

別紙第 1 報告1
1 勧告の意義1
2 職員給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
3 民間給与等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 職種別民間給与実態調査 · · · · · · · · · · · · · · 2
(2) 調査の実施結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4 職員給与と民間給与との比較・・・・・・・・・・・・・ 5
(1) 比較方法 · · · · · · · · · 5
(2) 月例給 · · · · · · · · · · · · · · · 5
(3) 特別給 · · · · · · · · · · · · 5
5 物価及び生計費6
(1) 物価指数 · · · · · · · · · 6
(2) 標準生計費 · · · · · · · · · · · 6
6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要・・・・・・・・・・7
7 むすび・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(1) 本年の給与改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(2) 給与制度の総合的見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) その他給与に関する諸課題・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(4) 人事管理に関する諸課題・・・・・・・・・・・・・・・17
8 おわりに
別紙第2 勧告25
· 参考資料······ (参考資料頁) ¯
1 職員給与関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 民間給与関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3 生計費関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 労働経済関係51

報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年9月、議会及び市長に対し、 職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の 給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢につ いて絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条 件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

#### 1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々の経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

#### 2 職員給与の状況

本委員会は、本年4月1日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「平成27年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、4,412 人であった。このうち行政職給料表適用者(3,989人)から、消防職員や保育士等の福祉職に相当する職員と平成27年4月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,677人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第1表 職員の給与等の状況

		職員給与実態調査	うち
項目		対象職員	公民給与比較対象職員
	人数	4,412 人	2,677 人
	平均年齢	42.5 歳	45.1 歳
	平均経験年数	20.5 年	22.8 年
学	大 学 卒	65.2%	71.4%
歴	短 大 卒	15.8%	6.3%
構	高 校 卒	17.6%	20.1%
成	中学卒	1.4%	2.2%
	給 料	337,939 円	355,218 円
平	扶養手当	9,904 円	11,456 円
均	地域手当	11,019 円	11,630 円
給	住居手当	5,839 円	5,377 円
与	管理職手当	11,895 円	15,459 円
月	単身赴任手当	73 円	112 円
額	初任給調整手当	268 円	0 円
	合 計	376,937 円	399,252 円

(参考資料 1 職員給与関係 第1表 (P4) 参照)

#### 3 民間給与等の状況

#### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内の340の民間事業所から、人事院において無作為抽出された131事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「平成27年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた 給与月額等についての詳細な実地調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、93.1%(調査実人員4,369人)と極めて高い水準となっており、調査結果は

広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

#### (2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

#### ① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 31.6% (昨年 16.2%)、高校卒で 33.4% (同 20.0%) であり、それぞれ昨年に比べ 15.4 ポイント、13.4 ポイント増加している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 66.7% (同 82.0%)、高校卒で 66.6% (同 80.0%) となっており、それぞれ昨年に比べ 15.3 ポイント、13.4 ポイント減少している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 192,968 円(同 191,787 円)、高校卒で 162,213 円(同 161,743 円)となっている。

#### 第2表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

項目	新規学卒者	初任	給の改定	状 況	新規学卒者 の
学歴	採用あり	増額	据置き	減 額	採用なし
大学卒	46.3	(31.6)	(66.7)	(1.7)	53.7
高校卒	13.6	(33.4)	(66.6)	(0.0)	86.4

(注) ( )内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

#### 第3表 民間における学歴別初任給

学 歴 職 種	大学卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員•技術者	192,968 円	176,546 円	162,213 円

<sup>(</sup>注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 186,018 円、短大卒 162,225 円、高校卒 150,689 円である。

#### ② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は 35.3%(昨年 34.2%)となっており、昨年に比べて 1.1 ポイント増加している。ベースアップを中止した事業所の割合は 9.9%(同 9.1%)であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

#### 第4表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係 員	35.3	9.9	0.0	54.8
課長級	28.6	10.0	0.0	61.4

<sup>(</sup>注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は89.0%(昨年90.0%)となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は22.8%(同23.9%)、減額となっている事業所の割合は3.2%(同5.1%)、定期昇給を中止した事業所の割合は2.2%(同3.8%)となっている。なお、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は63.0%(同61.0%)であった。

#### 第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目	定期昇給制度あり					定期	
		定期昇絲	実施			定期	昇給
役職 段階			増額	減額	変化 なし	昇給 中止	制度 なし
係 員	91.2	89.0	22.8	3.2	63.0	2.2	8.8
課長級	83.7	81.5	19.8	2.2	59.6	2.2	16.3

<sup>(</sup>注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

#### 4 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を 比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間 においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技 術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、 年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第22表 (P47)参照)

#### (2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と 民間における本年 4 月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を 行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり 平均914円(0.23%)下回っていた。

#### 第6表 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	公民給与の較差 (A)-(B) [ [(A)-(B)]/(B)×100 ]
400,166 円	399,252 円	914 円 (0.23%)

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

#### (3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額の4.21月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.10月)が、民間事業所の特別給を0.11月分下回っていた。

#### 第7表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	340,342 円
十岁所足的和子万镇	上半期(A2)	341,995 円
特別給の支給額	下半期(B1)	711,082 円
村別和70人和領	上半期(B2)	724,541 円
	下半期(B1/A1)	2.09 月分
特別給の支給割合	上半期(B2/A2)	2.12 月分
	年 間	4.21 月分

<sup>(</sup>注) 「下半期」とは平成 26 年 8 月から平成 27 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

#### 5 物価及び生計費

#### (1) 物価指数

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月と比べて全国、岡山市ともに0.6%の増加となっている。

(参考資料 4 労働経済関係 第25表 (P52,53) 参照)

#### (2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年 4 月における本市の 2 人世帯、3 人世帯及び 4 人世帯の標準生計費は、それぞれ151,000 円、177,740 円及び 204,450 円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第 24 表 (P50) 参照)

#### 6 人事院の給与等に関する報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月6日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を行い、併せて人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

#### 給与勧告の骨子

〇 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.36%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける地域手当の支給割合を引上げ
- ② ボーナスを引上げ(0.1 月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

#### 給与制度の総合的見直し

平成28年度において実施する措置

- ① 地域手当の支給割合の引上げ
- ② 単身赴任手当の支給額の引上げ

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。 その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### Ⅱ 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約12,300 民間事業所の約50万人の個人別給与を実地調査(完了率87.7%)

- **<月例給>** 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務 地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較
  - 民間給与との較差 1,469 円 0.36%

[行政職(一)…現行給与 408,996 円 平均年齢 43.5 歳] [俸給 280 円 地域手当 1,156 円 はね返り分(注) 33 円] (注)俸給等の改定に伴い諸手当の額が増減する分

- **<ボーナス>** 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較
  - O 民間の支給割合 4.21 月 (公務の支給月数 4.10 月)
- 2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

- (1) 俸給表
  - ① 行政職俸給表(一)

初任給は、民間との間に差があることを踏まえ1級の初任給を2,500円引上げ。若年層についても同程度の改定。その他は、給与制度の総合的見直し等により高齢層における官民の給与差が縮小することとなることを踏まえ、それぞれ1,100円の引上げを基本に改定(平均改定率0.4%)

#### ② その他の俸給表

行政職(一)との均衡を基本に改定。指定職俸給表は行政職(一)の引上げを踏まえ、 各号俸について 1,000 円引上げ

#### (2) 初任給調整手当

医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定

#### (3) 地域手当

給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から、支給割合について給与制度の総合的見直しによる見直し後の支給割合と見直し前の支給割合との差に応じ、0.5~2%引上げ

#### **くボーナス>**

民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.10 月分→4.20 月分

民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手 当に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12 月期
27 年度 期末手当	1.225 月 (支給済み)	1.375 月 (改定なし)
勤勉手当	0.75 月(支給済み)	0.85 月 (現行 0.75 月)
28 年度 期末手当	1.225 月	1.375 月
以降 勤勉手当	0.80 月	0.80 月

#### [実施時期]

・月例給:平成27年4月1日 ・ボーナス:法律の公布日

#### 3 その他の課題

#### (1) 配偶者に係る扶養手当

本年の調査の結果、民間では、配偶者に対して家族手当を支給し、配偶者の収入による制限を設ける事業所が一般的。今後とも、民間企業における家族手当の見直しの動向や、税制及び社会保障制度に係る見直しの動向等を注視しつつ、扶養手当の支給要件等について、必要な検討

#### (2) 再任用職員の給与

民間企業の再雇用者の給与の動向や各府省における再任用制度の運用状況等を踏ま え、引き続き、その在り方について必要な検討

#### Ⅲ 給与制度の総合的見直し

#### 1 給与制度の総合的見直しの概要

国家公務員給与における諸課題に対応するため、昨年の勧告時において、俸給表や諸 手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを実施することとし、具体的な措置の内 容及び実施スケジュール等の全体像を示し、給与法の改正により、本年4月から本格的 に実施。今後、諸手当の見直し等について、人事院規則の改正により段階的に実施し、 平成30年4月1日に完成

#### 2 平成28年度において実施する事項

#### (1) 地域手当の支給割合の改定

平成28年4月1日から給与法に定める支給割合に引上げ

#### (2) 単身赴任手当の支給額の改定

基礎額を平成 28 年 4 月 1 日から 4,000 円引き上げ、30,000 円に改定 加算額の限度について、基礎額の引上げを考慮して、平成 28 年 4 月 1 日から 12,000 円引き上げ、70,000 円に改定

\* 広域異動手当は、給与法の改正により、平成28年4月1日以後に異動した職員に係る 支給割合が、異動前後の官署間の距離が300km以上の場合は10%に、60km以上300km未 満の場合は5%に引上げ

#### 勤務時間に関する勧告の骨子

#### 〇 勤務時間に関する勧告のポイント

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(平成28年4月実施)

- フレックスタイム制の適用を希望する職員から申告が行われた場合、公務の運営 に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、 勤務時間を割り振る
- 組織的な対応を行うために全員が勤務しなければならない時間帯(コアタイム)等を長く設定するなど、適切な公務運営の確保に配慮
- 育児又は介護を行う職員に係るフレックスタイム制は、より柔軟な勤務形態となる仕組み

#### 1 フレックスタイム制の拡充の必要性

- ・ 近年、ワーク・ライフ・バランスの重要性についての意識が我が国全体で高まっており、 価値観やライフスタイルの多様化とともに働き方に対するニーズが多様化
- ・ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月)の中で、各府省等における適切な公務運営を確保しつつ、幅広い職員がより柔軟な働き方が可能となるようなフレックスタイム制の導入について、本院に対し、検討の要請
- ・ 職員に柔軟で多様な勤務形態の選択肢を用意することは、職員がその能力を十分に発揮し、高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備することとなり、公務能率の一層の向上にも資する。また、職員の仕事と育児や介護等との両立を推進するとともに、人材確保にも資する

#### 2 フレックスタイム制の拡充の概要等

#### (1) 概要

・ 原則として全ての職員を対象とし、適用を希望する職員から申告が行われた場合、各省 各庁の長は、公務の運営に支障がないと認められる範囲内において、始業及び終業の時刻 について職員の申告を考慮して、4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるよ うに当該職員の勤務時間を割り振ることができる

コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定

・ 育児又は介護を行う職員については、割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定できるとともに、日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることができる

コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定

現行のフレックスタイム制の適用対象とされている職員についても、その申告により新たなフレックスタイム制を適用することができる。交替制等勤務職員その他業務の性質上特定の勤務時間で勤務することを要する職員として人事院規則で定める職員は、新たなフレックスタイム制の対象から除外

#### (2) 適用に当たっての考え方

- ・ 希望する職員には可能な限り適用するよう努めることが基本。なお、業務の性質上適用 が困難な場合、必要な体制を確保できない場合等、公務の運営に支障が生じる場合には適 用ができない
- ・ 適用する場合には、公務の運営に支障が生じない範囲内で、当該職員の申告を考慮しつ つ、勤務時間帯や勤務時間数を割り振る。育児又は介護を行う職員については、できる限 り、当該職員の申告どおりに割り振るよう努めることが適当

#### 3 フレックスタイム制を活用していくための留意点

- ・ 一人一人が責任感と自律心を持って業務を遂行することにより、これまで以上に効率的な仕事の進め方やより柔軟な働き方が推進され、一層効率的な行政サービスを提供
- ・ フレックスタイム制の実施に伴い超過勤務が増加しないようにする必要があるのみでな く、超過勤務を縮減する方向での働き方の推進が重要

#### 4 フレックスタイム制の拡充の実施時期

平成28年4月1日から実施

#### 公務員人事管理に関する報告の骨子

退職管理の見直しや採用抑制等により、40歳・50歳台の在職者の割合が20歳・30歳台の在職者の割合を相当に上回っており、国家公務員の人事管理に大きく影響することが懸念される。本院は、人事行政の第三者・専門機関の責務として、将来にわたって能率的で活力ある公務組織を確保する観点から、採用から退職に至るまでの公務員人事管理全般にわたって、中・長期的視点も踏まえた総合的な取組を進めていく。

#### 1 人材の確保及び育成

#### (1) 多様な有為の人材の確保

幅広い層の者が国家公務員の仕事内容等の具体的イメージを持ち採用試験を受験するよう、各府省と連携し、公務の魅力を積極的に発信。その際、地方においても誘致活動を拡充・強化

#### (2) 女性の採用・登用の拡大

- より多くの優秀な女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化
- ・ 女性職員や管理職員を対象とする研修等を通じ、意欲と能力のある女性職員の登用 を促進

#### (3) 研修の充実

公務運営環境が厳しくなる中、Off-JTの役割が重要。外部有識者から成る研究会を開催するなど、全体の奉仕者たる国家公務員を育成するための研修の充実に向けた具体策を検討

#### (4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

人事評価結果が任免・給与等へ適切に活用されるよう各府省に支援・指導等。人事評価 を通じた人材育成に資するため、研修の機会を提供。各府省と連携した苦情相談体制の一 層の充実

#### 2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

#### (1) フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充(勤務時間法の改正を勧告)

#### (2) テレワークの推進

テレワークを時間単位で利用しやすくするための措置を講ずるとともに、勤務時間管理、 服務管理等の在り方等について検討

#### (3) 長時間労働慣行の見直し

- 事前の超過勤務命令等の勤務時間管理の徹底、管理職員の意識改革を含めた業務の合理化・効率化等の推進による超過勤務の縮減
- 超過勤務の多い職員の健康保持への配慮、業務の平準化や人員配置の工夫等に努める 必要

#### (4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・ 幹部職員からの働きかけ等による男性職員の両立支援制度の活用促進
- ・ フレックスタイム制の活用状況を見ながら、育児のための両立支援策等の拡充について検討
- ・ 民間の介護休業制度の見直しの動向も考慮しつつ、介護休暇等の在り方について検討

#### (5) 心の健康づくりの推進

心の不調者の発生を未然に防止する1次予防を強化するため、各府省と連携しつつ準備を 進め、ストレスチェック制度を導入

#### (6) ハラスメント防止対策

職員が相談しやすいセクハラの苦情相談体制の充実を図るとともに、パワハラに関する 啓発資料の配布等、意識啓発を一層推進

#### 3 高齢層職員の能力及び経験の活用(雇用と年金の接続)

平成23年の意見の申出を踏まえ、適切な措置が講じられる必要。公務の再任用は引き続き短時間勤務中心であり、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力及び経験を本格的に活用する必要。このため、各府省は定員事情や人員構成の特性等を踏まえ計画的な人事管理に努める等、一層の工夫が必要。本院としては、関連する制度を含め適切な措置がとられるよう引き続き必要な対応

#### 7 むすび

#### (1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に関係する基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、新規 学卒者の初任給を増額した事業所、ベースアップを実施した事業所の割合が、 それぞれ昨年に比べて増加している。

国においては、人事院が月例給及び特別給について、昨年に引き続き、引上げ勧告を行った。また、国家公務員においては、俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを平成27年4月から本格的に実施しているところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年4月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を914円(0.23%)下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数(4.10月分)が昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合(4.21月分)を0.11月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、本委員会は、次の措置を行う必要があると考える。

#### ① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を914円(0.23%)下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行うことが必要である。

行政職給料表の改定については、世代間配分の見直しの趣旨と民間の初任給の状況等を勘案し、1級の初任給基準となる号給を1,500円程度引き上げ、若年層に重点を置いた改定を行うことが適当である。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うことが必要である。

なお、医療職給料表(1)及び医療職給料表(1)適用者等に対する初任給調整 手当については、医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から、国との 均衡を保ってきたところであり、改定に当たっては、国との均衡を考慮することが適当である。

東京事務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の 地域手当の支給割合については、国との均衡を考慮し、それぞれ 100 分の 18.5、100 分の 15.5 に引き上げることが適当である。

#### ② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を 0.10 月分引き上げ、4.20 月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当へ配分することとする。

本年度については、12 月期の勤勉手当を引き上げ、平成 28 年度以降については、6 月期及び 12 月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

この結果、本年12月期及び平成28年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は次表のとおりとなる。

(単位:月分)

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

D.	□ /\		平成 28 年度以降		
区 分		12 月期	6月期	12 月期	年間計
	期末手当	1.375	1.225	1.375	2.6
一般の職員	勤勉手当	0.85	0.8	0.8	1.6
	計	2.225	2.025	2.175	4.2
	期末手当	0.8	0.65	0.8	1.45
再任用職員	勤勉手当	0.4	0.375	0.375	0.75
	計	1.2	1.025	1.175	2.2

#### ③ 改定の実施時期

①の月例給については、本年4月時点での比較に基づき職員給与と民間 給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施するこ ととする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から 実施することとする。

#### (2) 給与制度の総合的見直し

人事院は昨年、国家公務員給与の諸課題に対応するため、地域間の給与配分と世代間の給与配分の見直しとして、俸給表水準を平均2%引き下げる中で50歳台後半層の職員が多く在職する高位号俸を最大で4%程度引き下げ、併せて地域手当の支給地域や支給割合を見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の見直しとして、単身赴任手当等の諸手当の見直し等を行う給与制度の総合的見直しについて勧告し、給与法の改正により、国家公務員においては今年度から見直しを実施している。地方公務員の給与については、総務省が設置した「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」が昨年12月に報告書を取りまとめ、基本的方向性の中で、地方公務員の給与制度の総合的見直しについては、国の見直しを十分踏まえて取り組むことが必要であること等が提言され、平成27年4月1日から見直しを行った地方公共団体は約8割に上っている状況である。

本委員会においては、昨年の報告において、国や他都市の動向等を注視しつつ、検討していく必要があると述べたところである。従来から本市では地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本に、地方公務員法に規定する給与決定の諸原則に基づいて、勧告を行ってきたところであり、国家公務員における給与制度の総合的見直しの趣旨や検討会の報告書の内容、他都市での総合的見直しの実施状況、民間給与の状況等を総合的に勘案した結果、本委員会は、本市においても世代間の給与配分等の見直しを行うことが適当であると判断した。

#### 給料表

本市においても、国と同様に 50 歳台後半層における給与水準が民間の 給与水準を上回っていることから、世代間の給与配分の見直しを行う。 具体的には、行政職給料表について、2%を基本とし、50 歳台後半層の 職員が多く存在する高位号給について最大 4%程度の引下げを行う。た だし、人材確保の観点から若年層に配慮した改定を行うことが適当であ る。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮した改定を行うことが必要である。ただし、医療職給料表(1)については、 医師の処遇の確保及び人事管理上の必要性から、国との均衡を保ってきたところであり、改定を行わないことが適当である。

#### ② 地域手当

東京事務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の地域手当の支給割合については、国との均衡を考慮し、それぞれ 100 分の20、100 分の16 に引き上げることが適当である。

#### ③ 単身赴任手当

本市における単身赴任手当の基礎額(23,000円)は、民間における一律定額支給を行う事業所の状況を踏まえて設定された国家公務員の制度に準拠してきたものである。昨年の本市の職種別民間給与実態調査の結果では、一律定額支給を行う市内民間事業所の平均手当月額は37,428円であり、本市の基礎額が民間を下回っている状況であった。一方、国においては、平成28年4月1日から基礎額を30,000円に引き上げ、加算額の限度についても、70,000円に引き上げることとしている。本市の単身赴任手当についても、国との均衡を考慮した改定を行うことが適当である。

#### ④ 管理職員特別勤務手当

昨年の人事院の勧告では、管理監督職員が、災害への対処その他の臨時 又は緊急の必要によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの 間)に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支 給することとしている。本市においても、国との均衡を考慮した改定を行 うことが適当である。

#### ⑤ 改定の実施時期等

①の給料表の見直しについては、平成28年4月1日から実施し、同日、新たな給料表に切り替える。この見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が平成28年3月31日に受けていた給料月額(平成18年の給与構造改革における経過措置額を除く。)に達しない職員に対しては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給することとする。

②③④の東京事務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の地域手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の見直しについては、平成28年4月1日から実施することとする。

#### (3) その他給与に関する諸課題

#### ① 高齢層職員の給与制度のあり方

本市においては、平成 18 年の給与構造改革における経過措置のほか、 平成 20 年の国と同じ給料表導入に伴うものなど、制度改正に伴う激変緩和のための経過措置がそれぞれ設けられている。これらの経過措置は措置されてから相当の期間が経過しており、完全な制度移行がなされていない状況が続いている。本委員会は昨年の報告において、経過措置について、廃止に向けた検討が必要と述べたところであり、国においては既に経過措置が廃止されていることや他都市の状況等も踏まえ、本市においても総合的見直しの実施に合わせて、本年度末をもって平成 18 年の給与構造改革における経過措置を廃止することが適当である。その他の経過措置については、廃止の方向で検討していくとともに、当該経過措置に係る経過措置額については、この度の本市における総合的見直しに係る給料表の引下げ改定を踏まえ、同様の改定を行う必要がある。

また、国においては、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制する ため、昇給・昇格制度の見直しがなされている。本市における昇給・昇格 制度については、他都市の動向も注視しつつ、本市の実態や総合的見直し の実施状況を踏まえ、検討していく必要がある。

#### ② その他諸手当

扶養手当については、本年の職種別民間給与実態調査において、人事院の調査結果と同様に、民間では配偶者に対して家族手当を支給し、その際、配偶者の収入による制限を設けている事業所が一般的であるという結果になった。しかし、一部民間企業において配偶者手当の見直しに向けた検討の動きも見られることから、民間、国、他都市の動向を注視していくこととする。

また、交通用具使用者に係る通勤手当について、昨年、人事院は手当月額を引き上げる勧告を行ったところである。本市では今年度から距離区分の見直しを行っているが、今後も他都市や市内民間事業所の状況、本市の実態等を踏まえた検討が必要である。

#### ③ 再任用職員の給与等

本年の職種別民間給与実態調査において、民間事業所における公的年金が全く支給されない再雇用者の給与水準について調査したところ、人事院

の調査結果と同様に、公的年金が支給される再雇用者と同じであるとする 事業所がほとんどであった。

再任用職員の給与水準に関しては、今後も引き続き、国や他都市、民間 の動向等を注視し、必要な検討を行うこととする。

#### ④ 県費負担教職員の給与負担等

県費負担教職員の任命権は政令指定都市が有しているものの、給与負担、 教職員定数、教職員配置等に係る権限は道府県が有しているところである が、県費負担教職員の給与負担等については平成 29 年度を目途に道府県 から政令市に移譲されることとなっている。各関係部局においては、勤務 条件の整備等、円滑な移譲に向けて準備を進めていく必要がある。

#### (4) 人事管理に関する諸課題

#### ① 人材の確保・育成

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、地方分権の進展など自治体を 取り巻く環境は大きく変化しており、各自治体は自らの判断と責任により、 地域の実情に沿った行政を展開していくことが求められている。こうした 中、職員の果たす役割や求められる責任もより一層大きなものとなってい ることから、強い使命感を持ち、環境の変化に対応し、市民視点で考え、 行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

人材の確保に関しては、少子化に伴う受験年齢人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりなどから、有為な人材の獲得に向けた競争が今後ますます激しくなることが予想される。その中で、職員採用試験の受験者確保のための取組として、市の広報紙・ホームページや就職情報サイトへの採用情報の掲載、職員募集ガイドの作成、採用説明会の開催、合同就職セミナーへの参加、学校・養成校等への訪問などを行っている。また、今年初めて東京において岡山県と合同で採用説明会を開催し、関東圏の学生等に、本市で働く魅力ややりがいの発信を行うなど、広報活動の充実に努めているところである。さらに、今年度の採用試験では、受験者の増加を図るため、新たな試験区分を設けることや試験内容の見直しを行った。引き続き、多様で有為な人材確保のための取組を進めていく必要がある。

人材育成に関しては、個々の職員及び組織の能力の向上等を図るため、 実践の場となる職場の環境づくりを進めるとともに、人事管理と職員研修 が有機的かつ効果的に連携していくことが必要である。女性職員の活躍推 進に当たっては、政策立案過程や職場マネジメントにおいて能力が最大限発揮されるよう、昨年度から実施している「女性が輝く!岡山市戦略研修」などに加え、新たな女性職員を対象とした研修が予定されており、キャリア形成支援の取組が進められている。また、若手職員の育成の取組として、5年を目安としていた人事ローテーションを3~4年に早め、できるだけ多くの職場を経験できるようにしたところである。さらに、組織の効率的な運営及び職員が働きやすい職場環境づくりにおける管理職員の職場マネジメントの重要性はますます高まっていることから、管理職員に対して、職場マネジメント能力の向上を支援する研修の継続的な実施が求められる。

人事評価制度については、地方公務員法の改正により、人事評価を任用、 給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされ、能力・業 績に基づく人事管理の徹底が求められている。本市においては既に人事評 価制度を導入し、実施しているところであるが、引き続き、地方公務員法 改正の趣旨を踏まえたうえで、公正・公平性、信頼性、透明性などを高め ながら、より適切なものとなるよう改善していく必要がある。

公務員は、全体の奉仕者として、厳正な服務規律を保ちながら公共のために勤務するものであり、公務の内外を問わず高い倫理観が求められている。また、公務の運営に当たっては、職員に対する市民の信頼はなくてはならないものである。しかしながら、誠に遺憾なことに、本市職員による不祥事が相次ぎ、市民からの信用が大きく損なわれる事態となっている。

職員にあっては、このような危機的な現状を厳粛に受け止め、いかなる 不祥事も起こさないという意識を持ち、全体の奉仕者として高い倫理観と 強い使命感を保ちながら、公務に全力を尽くすことが求められる。

任命権者においては、これまでも不祥事防止に向けた各局区室での研修の実施や階層別の研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組んできたところであるが、あらためて職員一人ひとりの意識改革を図り、全庁を挙げて市民からの信頼の回復に向けて取り組んでいくことが重要である。また、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事の未然防止に向けた取組を徹底することが必要である。

#### ② 女性職員の登用

複雑・高度化、多様化する行政課題に応えるとともに、効率的に市政を運営していくためには、職員が男女を問わず、その多様な経験や価値観、

新たな発想を政策・意思決定過程へ反映していくことが求められる。

本市は、「岡山市特定事業主行動計画(後期編)」において、平成26年度 末までに管理職員に占める女性職員の割合を8%とする目標を掲げ、平成 27年4月1日において、その割合は8.4%と、昨年度の6.5%から1.9ポイントの増加となった。また、次世代育成支援対策推進法の改正に基づく、 新たな特定事業主行動計画では、女性管理職員の割合について、将来的に 30%を目指すこととし、性別による固定的な職務分担の観念を払拭し、女 性職員の職域や職務の拡大を進めているところである。

なお、本市における女性職員の在職状況を見てみると、行政職給料表適 用者においては他の年齢層と比較して30歳台後半から40歳台前半層にか けて最も多くなっており、今後の管理職員への登用が期待される女性職員 の層は厚みを増していると言える。

さらに、女性職員の登用拡大を図っていくために、「隗より始めよ」の精神のもと、女性職員のキャリア形成支援や意欲の向上を目的とした研修、育児休業の取得がキャリア形成に影響しない人事管理の実施、出産・育児期とその前後の柔軟な人事異動、人事配置など様々な取組を行っている。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されたことを踏まえ、キャリアアップへの意欲向上と意識改革、将来の管理職を担う女性職員の育成、所属長等の意識・姿勢の改革、ワーク・ライフ・バランスの推進など、継続的な取組が重要である。男女が共に職務に対するやりがいと誇りを保ちながら公務を担っていくという観点から、性別、職種にとらわれない能力・実績評価に基づく任用を基本としつつ、女性職員の育成と登用を長期的な視点に立って、総合的に推進していく必要がある。

#### ③ 仕事と家庭の両立支援

職員が出産や子育て、家族の介護等、家庭生活における時間を確保し、 安心して働き続けられる環境を整備していくことは、組織の活力や公務 能率の維持・向上のためにも重要な課題である。

本市の新たな特定事業主行動計画においては、仕事と子育ての両立を推進することを目的とし、男性職員の子育て休暇取得率 100%など数値目標を掲げ、制度周知、積極的な取得促進の取組をはじめ、育ボスの養成、育休代替職員の配置など様々な新しい取組を行っている。その中では、「育児休業中の職員サポートメニュー」を実施し、職場からの定期メール便や個別相談・育力フェの開催による定期的な情報提供、相談窓口の利用促進

を行い、育児休業からの復帰支援も行っている。

任命権者においては、引き続き、両立支援制度の積極的な活用に向けて、 職員及び職場の意識改革を進め、男女が共に、ワーク・ライフ・バランス を実現しやすい職場環境の整備をしていくことが必要である。

なお、本年の人事院勧告において、より柔軟な働き方を可能とするため、 フレックスタイム制度の拡充についての勧告がなされたところであるが、 本市においては国の状況、他都市等の動向をみていくこととする。

#### ④ 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の心身の健康の保持と増進、労働意欲の維持、 公務能率の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進といった観点からも重要な課題である。

本市においては、ノー残業デーの徹底や週休日の振替制度、勤務時間の 割振り変更制度等の活用に加え、サービス残業はあってはならないという 認識のうえでの時間外勤務の事前命令及び事後確認の徹底など、時間外勤 務の縮減に向けた様々な取組が行われてきたところである。

しかしながら、政令指定都市に移行した平成 21 年度以降は減少傾向に あった職員 1 人あたりの平均時間外勤務時間数は、平成 24 年度以降は若 干増加傾向となっており、また、過重労働面談該当者は平成 26 年度は増 加している。

国の展開する夏の生活スタイル変革(ゆう活)を契機に、本市では、一 斉定時退庁日の徹底及び朝型時間外勤務の推奨を内容とする「定時退庁推 進月間」(7月及び8月の2月間)を試行的に実施したところであり、こう した取組を通して職員のワーク・ライフ・バランスや業務の効率化などに 対する意識が醸成され、年間を通じた時間外勤務の縮減に繋がることが望 まれる。

任命権者においては、過重労働職員に対する適切な対策を講じつつ、事務の効率化・簡素化をはじめとする事務事業の見直しや人員の適正な配置を行うなど、時間外勤務、総実勤務時間の縮減に向けた取組を引き続き推進していくことが必要である。管理職員においては、職員の業務内容、業務量、勤務状況を常に把握して適正な業務配分を行うなど、職場全体の適切なマネジメントに努めることが重要である。さらに、職員一人ひとりがコスト意識を高く持ち、計画的な進捗管理や事務効率の向上に努めることが必要である。

#### ⑤ 職員の健康の保持と職場環境の整備

市民ニーズや行政課題の複雑・高度化、多様化に伴い、職員の心身の負担は増大している。職員が心身ともに健康を保持し職務に従事することは、公務能率の向上や市民への質の高いサービスの提供、活力ある組織の維持のために不可欠なものであり、職員が健康で職務に専念できる環境を整えることは、事業主の重要な責務である。

平成21年度以降、本市における長期病休者のうち、その原因がメンタルヘルスの不調によるものが約5割を占め、依然として高い水準で推移している。メンタルヘルス対策については、労働安全衛生法の改正に伴い、職員の心理的な負担の程度を把握するためのストレスチェックが義務付けられ、本市においても昨年度から実施されたところであり、その結果の職場へのフィードバックなど、メンタルヘルス不調者の発生防止に活かされることが求められる。

また、メンタルヘルス研修等によりセルフケア・ラインケアに関する職員の意識をより高めること、相談窓口を周知すること、所属長・職場・産業保健スタッフ・人事担当課が連携・協力しながら総合的な対策をより一層推進していくことが重要である。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等は、個人の尊厳を侵害するものであり、職場環境、組織運営に悪影響を及ぼすだけでなく公務能率の低下、ひいては、市民サービスの低下といった影響にまで及ぶことが懸念される。ハラスメントの未然の防止と発生時の対応などについての所属長向けの研修の実施、「ハラスメントに対する手引書」の活用などにより、管理職員を中心にハラスメントを許さない職場づくりを継続的に進めていくとともに、リーフレットやポスターの配布など相談窓口の周知やハラスメントを許さないという意識の徹底を、引き続き図っていくことが必要である。本年は、ハラスメントに関するアンケート調査が実施されているところであり、ハラスメントの撲滅に向け有効に活用されたい。

職員間の良好なコミュニケーションは、心身の不調やハラスメントの防止、早期発見・早期対応につながるため、その重要性を職員一人ひとりが十分に認識し、職員間で相互に関心を払い、明るく風通しの良い職場環境づくりに取り組んでいくことが必要である。

#### ⑥ 高齢期の雇用問題

少子高齢化が進む中、公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられ

ることに伴い、平成 26 年度から公的年金が全く支給されない定年退職者が生じることとなった。本市においては、雇用と年金の確実な接続を図るために、昨年4月から再任用制度の運用が見直されたところであるが、すでに定年退職者の多くが再任用職員として職務に励んでおり、今後も再任用希望者の増加が見込まれる。

平成25年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用希望者については再任用するものとされている。また、政府は、平成28年度までに、定年の段階的な引上げや再任用制度の活用の拡大その他の雇用と年金の接続のための措置を講ずることについて検討するものとされている。

任命権者においては、昨年に引き続き、本年も再任用職員を対象に職務 状況を把握するための調査を実施したところであるが、知識及び経験豊か な定年退職者の能力や技術を十分に活かしながら、多様化・高度化する行 政ニーズに的確に対応することができるよう、実情に応じ、再任用制度を 適切に運用していく必要がある。

#### ⑦ 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や多様化・高度化する行政ニーズに迅速かつ持続的に対応するため、常勤の一般職の職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、市政運営の重要な担い手として協働し日々職務に精励している。

これらの職員が、高い意欲とやりがいを持ちながら安心して職務に励み、協働関係が円滑、強固なものとなるよう、制度趣旨や関係法令等を踏まえ、 それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努める必要がある。

#### 8 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高い士気を保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。

このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考える。

本市においては、「隗より始めよ」の精神のもと、女性職員の職域や職務の拡大、キャリア形成に配慮した研修や人事管理などを積極的に進めているところであるが、男女を問わず様々な職員が、その意欲と能力を最大限に発揮することにより、多様化・高度化する市民ニーズに適切に応えていかなければならない。

また、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励むことによりその能力を十分に発揮するとともに、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、 地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明 責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持 していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

#### 別紙第2

### 勧告

本委員会は、別紙第1に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次 の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

#### 第1 本年の給与改定

#### 1 給料表及び諸手当の改定

#### (1) 給料表

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、本市職員の給与と民間 給与の較差を解消するため、給料表を改定すること。

#### (2) 初任給調整手当

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、初任給調整手当を改定すること。

#### (3) 地域手当

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、東京事務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の地域手当の支給割合を改定すること。

#### (4) 勤勉手当

勤勉手当の支給月数については、別紙第1報告のむすびで述べたとおり改定すること。

#### 2 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

#### 第2 給与制度の総合的見直しのための改定

#### 1 給料表及び諸手当の改定

#### (1) 給料表

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、第1の1の(1)で改定した 給料表を改定すること。

#### (2) 地域手当

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、東京事務所に勤務する職員及び医療職給料表(1)の適用を受ける職員の地域手当の支給割合を改定すること。

#### (3) 単身赴任手当

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、単身赴任手当の基礎額 及び加算の限度額を改定すること。

#### (4) 管理職員特別勤務手当

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、管理職員特別勤務手当を改定すること。

#### 2 改定の実施時期等

#### (1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

#### (2) 経過措置

第2による改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年市条例第6号)附則第7項から第9項までの規定による給料を受ける職員にあっては、その給料の額を除く。)に達しないこととなるものには、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

#### 第3 その他給与に関する改定

#### 1 経過措置の廃止

別紙第1報告のむすびで述べた事項を踏まえ、岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年市条例第6号)附則第7項の規定による給料については、支給しないこととすること。

#### 2 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。

# 参考資料

#### 

## 参考資料

1	聙	钱員	(給-	与関係	1
	第	1	表	給料表別平均給与月額等	4
	第	2	表	給料表別、級別、号給別職員数	6
	第	3	表	給料表別、級別、年齢別職員数	18
	第	4	表	扶養手当の支給状況	25
	第	5	表	住居手当の支給状況	26
	第	6	表	通勤手当の支給状況	27
	第	7	表	管理職手当の支給状況	28
	第	8	表	給料表別、級別再任用職員数	29
2	Þ	間	給-	与関係	31
	第	9	表	産業別、企業規模別調査事業所数	33
	第	10	表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等	34
	第	11	表	民間における初任給の改定状況	43
	第	12	表	職種別、学歴別初任給	43
	第	13	表	民間における給与改定の状況	43
	第	14	表	民間における定期昇給の実施状況	44
	第	15	表	民間における定期昇給制度の状況	44
	第	16	表	民間における家族手当の支給状況	44
	第	17	表	民間における住宅手当の支給状況	45
	第	18	表	民間における単身赴任手当の支給状況	45
	第	19	表	民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費	
				用の支給状況	45
	第	20	表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
	第	21	表	民間における特別給の支給状況	46
	第	22	表	民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	47
	第	23	表	公民給与比較における役職段階の対応関係	48
3	4	:計	·費	関係	49

	第 24 表	費目別、世帯人員別標準生計費(平成27年4月)50	
4	労働経済	斉関係 51	
	第 25 表	労働経済指標	

1 職員給与関係

## 1 職員給与関係

#### 平成 27 年職員給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与の実態を把握し、給与に関する基礎資料を得ることを目的とする。

#### (2) 調査期日

平成 27 年 4 月 1 日

#### (3) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ①技能労務職員
- ②企業職員
- ③臨時的任用職員
- ④任期付職員

(地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づく採用者)

- ⑤調査期日現在休職中の職員
- ⑥調査期日現在休業中の職員
- ⑦調査期日現在短時間勤務職員(再任用職員以外の者に限る。)
- ⑧調査期日現在在籍専従の許可を受けている職員
- ⑨調査期日現在停職、減給中の職員
- ⑩調査期日現在派遣されている職員

## (4) 分類

集計に当たっては、上記対象職員を給料表の種類により分類した。その分類は別表のとおりである。

#### (5) 調査事項

給料表適用職員数、給与額、年齢、経験年数、学歴等について調査した。

#### (6) 集計

この調査の集計に当たっては、総務局人事課及び給与課の協力を得た。

# 別表

給 料 表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けない全ての職員
教育職給料表(1)	岡山市立高等学校に勤務する校長、教諭、実習教諭、助教 諭、講師及び実習助手等
教育職給料表(2)	幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師及び歯科医師
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士及び臨床検査技師等
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師
教育職給料表(一)[岡山県]	岡山市立高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭 及び講師等で岡山市の教育職給料表(1)の適用を受ける 者以外の職員

## 第1表 給料表別平均給与月額等

区分						平	均	給	
	職員数	性別権	構成比						
給料表		男	女	給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	単身赴任 手当
	人	%	%	円	円	円	円	円	円
行政職給料表	3,989	68.6	31.4	338,764	10,618	10,992	5,944	12,272	81
教育職給料表(1)	2	50.0	50.0	410,150	9,750	12,597	13,500	0	0
教育職給料表(2)	219	1.8	98.2	323,964	2,053	10,103	3,799	10,767	0
医療職給料表(1)	6	50.0	50.0	534,183	10,333	90,250	417	57,150	0
医療職給料表(2)	90	20.0	80.0	364,509	4,450	11,305	3,252	7,886	0
医療職給料表(3)	71	1.4	98.6	247,007	1,134	7,444	10,930	0	0
教育職給料表(一)[岡山県]	35	57.1	42.9	409,747	9,429	12,675	3,500	3,331	0
計	4,412	63.1	36.9	337,939	9,904	11,019	5,839	11,895	73
公民給与比較 対象職員	2,677	75.2	24.8	355,218	11,456	11,630	5,377	15,459	112

<sup>(</sup>注) 1 「給料」には、給料表の切替えに伴う経過措置額及び教職調整額を含む。

<sup>2 「</sup>その他手当」は、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当である。

<sup>3 「</sup>平均年齢」及び「平均経験年数」は、10進法により表示している。(第3表について同じ。)

<sup>4 「</sup>公民給与比較対象職員」は、行政職給料表適用職員のうち、新規学卒者を除いた事務職員及び技術職員である。

<sup>5</sup> 百分率 (%) で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第2表までについて同じ。)

<sup>6</sup> 再任用職員は含まれていない。(以下第7表まで同じ。)

与	月	額						学歴別	構成比	
初任給 調整手当	小計	通勤手当	その他 手当	合計	平均年齢	平均 経験 年数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
円	円	円	円	円	歳	年	%	%	%	%
0	378,671	8,119	0	386,790	42.8	20.8	64.8	14.3	19.4	1.5
0	445,997	5,750	5,750	457,497	52.2	27.8	50.0	0.0	50.0	0.0
0	350,686	9,087	0	359,773	40.0	17.9	71.2	28.8	0.0	0.0
197,367	889,700	5,612	0	895,312	50.7	26.2	100.0	0.0	0.0	0.0
0	391,402	7,693	0	399,095	46.0	24.0	37.8	61.1	1.1	0.0
0	266,515	6,900	0	273,415	30.8	8.2	84.5	15.5	0.0	0.0
0	438,682	5,539	7,303	451,524	47.1	23.9	100.0	0.0	0.0	0.0
268	376,937	8,114	61	385,112	42.5	20.5	65.2	15.8	17.6	1.4
0	399,252	7,955	0	407,207	45.1	22.8	71.4	6.3	20.1	2.2

# 第2表 給料表別、級別、号給別職員数

#### その1 行政職給料表

その1	行政職給料	174						
級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
万柏	人	人	人	人	人	人	人	Λ.
1			,	1	,			$\sim$
2				· .				1
3								1
4								
5								1
6								1
7								
8								
9								
10						1		
11						1		
12	2							
13	1							
14	1		1					
15			1	4				
16	4			1				2
17	1			1				1
18	1	1	1	1			1	1
19	1	2	2	1				4
20	3	3	8	1				2
21	3	J	3				1	4
22	3	9	2					1
23		5	9	5	1			1
24	12	12	6	1	1			3
25	1	11	4	1				J
26	1	9	5	1				1
27		3	2	1				1
28	3	12	6	1			1	
29	62	19	1	1			1	
30	5	10	2	1			2	1
31	2	5	29	7		3	4	1
32	58	49	6	2		2	3	1
33	5	9	6	3			4	1
34	4	10	7	3	1	4	3	1
35	1	11	32	8	1	9	2	1
36	80	39	3	1		2	6	1
37	9	8	14	2		7	6	
38	15	16	10	1		4	5	
39	1	46	35	8	2	10	5	
40	41	15	8	1	_	14	9	
41	12	26	15	5	2	11	10	1
42	44	25	12	1	1	9	2	1
43	1	10	50	12	4	18	4	
44	34	19	7	5	7	12	3	
45	3	10	21	7	3	9	1	
46	55 55	8	7	6	10	14	3	
47	50	26	40	16	10	12	3	
48	27	13	13	5	9	10	4	
49	4	16	13	7	8	7	9	
50	52	10	6	7	6	10	<u> </u>	
51	8	25	11	20	11	7		
52	23	8	2	4	17	7		
53	5	9	8	12	11	6		
54	25	7	18	6	11	7		
55	3	20	27	22	5	4		
56	14	11	15	5	17	5		
57	16	12	15	9	6	3		
58	17	5	21	3	8	5		
59	12	26	22	19	8 5	5 3		
60	25	9	19	7	7	6		
61	15	13	23	13	11	1		
62	38	8	12	6	19	3		
63	5	23	24	14	11	4		
64	20	10	13	4	18	•		
65	5	4	16	6	8	6		
66	4	5	9	4	5			
67	7	2	30	18	19			
68	1	2	10	5	7			
	1	4	10	U	1	I		

子給	人 ————————————————————————————————————
70       11       9       4       12         71       4       18       7       15         72       12       8       11       2       6         73       1       3       8       10       22         74       4       6       5       4         75       1       1       12       7       8         76       4       3       5       9       5         77       1       4       11       7       10         78       4       7       7       2         79       3       5       11       13         80       3       6       6       1         81       0       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
71       72       12       8       11       2       6         73       1       3       8       10       22         74       4       6       5       4         75       1       1       12       7       8         76       4       3       5       9       5         77       1       4       11       7       10         78       4       7       7       2         79       3       5       11       13         80       3       6       6       6       1         81       82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
73   1   3   8   10   22     74   4   6   5   4     75   1   1   12   7   8     76   4   3   5   9   5     77   1   4   11   7   10     78   4   7   7   2     79   3   5   11   13     80   3   6   6   6   1     81   10   3   7   6     82   2   3   4   5   3     83   6   11   13   7     84   7   8   10   4	
74       4       6       5       4         75       1       1       12       7       8         76       4       3       5       9       5         77       1       4       11       7       10         78       4       7       7       2         79       3       5       11       13         80       3       6       6       1         81       10       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
75       1       1       12       7       8         76       4       3       5       9       5         77       1       4       11       7       10         78       4       7       7       2         79       3       5       11       13         80       3       6       6       1         81       10       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
76       4       3       5       9       5         77       1       4       11       7       10         78       4       7       7       2         79       3       5       11       13         80       3       6       6       6       1         81       10       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
77       1       4       11       7       10         78       4       7       7       2         79       3       5       11       13         80       3       6       6       1         81       10       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
79       3       5       11       13         80       3       6       6       6       1         81       10       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
80       3       6       6       6       1         81       10       3       7       6         82       2       3       4       5       3         83       6       11       13       7         84       7       8       10       4	
81   10   3   7   6     82   2   3   4   5   3     83   6   11   13   7     84   7   8   10   4	
82 83 84 2 3 4 5 3 7 8 8 10 4 9 4	
83 84 6 11 13 7 7 8 10 4	
84       7       8       10       4         85       2       3       8       7       8	
86 87 10 5 3 3 1 10 7 3 3 1 10 1 7 1 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
88 6 9 1 5	
89 2 5 6 5	
90   13   5   1	
91 6 4 2	
92 93 5 2 1 5 3 3	
93 94 1 1 3 3 3	
95 1 8 4	
96   1   5   2	
97 1 4 3	
98 99 8 7 7 7	
99 100 2 7 7 7 4	
101 6 7	
102 4 1	
103 3 4 2	
104 1 4 1	
105 <u>2</u> 6 4 5 106	
107 2 1 1	
108 9 2	
109 2 12	
110 3	
111 112 8	
113 1 1	
114 7   7	
115   25	
116 4	
117 118 21 4	
119   26	
120 4   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
121   14	
122 123 1 3	
123 124	
125 2	
126	
127   2	
128	
129   29     計   812   948   963   491   421   235   92	27 0.7%
構成比 20.4% 23.8% 24.1% 12.3% 10.6% 5.9% 2.3%	

適用職員数 3,989人

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示す。(以下本表について同じ。)

その2 教育職給料表(1)

その2	教育嘅紹科衣(1)						
級	1	2	3	4			
号給		人					
1	人	人	人	人			
1 2 3 4 5 6 7 8							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11 12 13							
12							
13							
14 15							
15							
16 17							
17							
18							
18 19 20							
21							
22							
23							
23 24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
31 32 33							
33							
34							
35							
36 37							
37							
38							
39							
40							
41 42							
43							
44							
45							
46 47							
47							
48							
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55							
56 57							
57 58							
50 50							
59 60							
61							
61 62 63							
63							
64							
64 65							
66							
66 67 68 69							
68							
69							
70							
71							
72 73							
73							
74							
75 76							
76							

<del>号給</del> 1 2 3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
77 77 78	4
77 78	1
77 78	Т
78	人
78	
79	
80	
01	
81	
82	
83	
84	
85	
86	
87	
88	
89	
09	
90	
91	
92	
93	
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
100	
101	
102	
103	
1 104	
104	
105	
106	
100	
107	
108	
109	
110 1	
111	
112	
112	
113	
114	
114	
115	
116	
110	
117	
118	
110	
119 1 1	
120	
101	
121	
122	
100	
123	
124	
105	
125 126	
1 126	
127	
128	
129	
100	
130	
131	
120	
132	
133	
134	
104	
135	
136	
107	
137	
138	
120	
139	
140	
1 141	
141	
142	
142 143	
142 143	
142 143 144	
142 143 144 145	
142 143 144 145	
142 143 144 145 146	
142 143 144 145 146 147	
142 143 144 145 146 147	
142 143 144 145 146 147 148	
142 143 144 145 146 147 148 149	
142 143 144 145 146 147 148 149	
142 143 144 145 146 147 148 149 150	
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151	
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151	
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152	
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153	
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153	0
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 計 0 2 0	0
142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153	0

適用職員数	2人
-------	----

その3 教育職給料表(2)

級				
号給	1	2	3	4
3 //14	人	人	人	人
1				
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16				
3				
4				
5		1		
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12		7		
13		7		
14				
10		7		
10		7 1		
17		1		
10				
18 19 20 21 22 23		Q		
20 91		8 2 1		
21 99		1		
23		1		
23		7		
25		1		
24 25 26 27		7 1 6		
27				
28		3		
29		1		
30		4		
31				
32		2		
29 30 31 32 33				
34 35		4		
35				
36 37		1		
37				
38		3		
39				
40		4		
41 42 43				
42		3		
43		_		
44 45		2 1		
45		1		
46		1 2		
46 47 48 49 50		2		
48		1 1		
49		1 1		
		1		
51 52		1		
52 53		1 1		
53 54		1		
54 55		4		
56 56		1		
57		1		
58		1		
59		3		
60				
61		1		
62				
63		3		
63 64				
65			1	
66		2	_	
67		$\overline{1}$		
68			1	
69		2	1	
70		2 1 5	4	
71		5		
72			1	
73		3	1	]
74				
75 <b>7</b> 3		1	_	
76			3	

級	1	0	9	A
号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77 78			1	
79			1	
80		1	2	
81		1 3 3 1	2 2 5 3 1 2	
82 83		3	5	
84		1	ა 1	
85		1	2	
86		1 3		
87		3	2	
88 89		9	2 2 2 1 4	
90		2 2 2	1	
91		2	4	
92				
93		1	6	
94 95		1 3 3		
96		1		
97				
98		_		
99 100		4		
100				
102		1		
103		1 3		
104		1 1		
105 106		1		
107				
108 109		2 2		
109		2		
110 111				
111		3		
113		3 2 2 1		
114		2		
115		1		
116 117				
118		1		
119				
120 121 122 123 124 125		1		
121		1		
123		1		
124				
125				
126 127		1		
127		1		
129		1		
130				
131				
132 133		1		
134		±		
135				
136		1		
137 138		1 2		
139		2 2		
140		_		
141		,		
142 143		1		
143		1		
145		1		
146				
147		1		
148 149		2		
計	0	174	45	0
構成比	_	79.5%	20.5%	_

適用職員数 219人

その4 医療職給料表(1)

<b>- その</b> 4		既桁科衣	(1)		
   接   号給	1	2	3	4	5
· 5 // in	人	人	人	人	人
1					
2					
1 2 3 4					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17 18					
18 19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38				1	
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48 49					
50		1			
50 51		1		1	
52				1	
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
•					

級 号給	1	2	3	4	5
ケルロ	人	人	人	人	Α.
65				2	
66					
67			1		
68			1		
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90 91					
91 92					
93					
93					
95					
96					
97					
97 計	0	1	1	4	0
構成比	_	16.7%	16.7%	66.7%	_

適用職員数 6人

その5 医療職給料表(2)

   接給	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
1 2								
3								
4								
6								
7								
8								
10								
11								
12					1			
14			2		1			
15								
16								
18								
19		2						
20								
22								
23								
25								
26		1						
27				9				
29				2 1				
30			1					
31								1
33								1
34				1			,	
35					1		1	
37				2	1 2			
38					1			
40					2		1	
41					1 2 3 3			
42				1	3	1		
1 2 3 4 4 5 6 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45					1	1 2		
45				1		2		
46 47					1 1			
48					•			
49				2		3		
50 51								
52					1 3		1	
53				2	3			
55					1			
46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64								
57 58				5	1			
59					1 2			
60					1 1			
62				1	1			
63				1 1		1		
64				1				

\sqrt{m}	ı	ı				ı	I	
号給 級	1	2	3	4	5	6	7	8
ク和	7	7	人	人	人	人	人	人
65			,			19		
66						13		
67					1			
68					1			
69					1			
70					· •			
71					2			
72					_			
73					1			
74					1			
75								
76								
77								
78								
79					1			
80								
81								
82								
83								
84								
85					1			
86		1				1		
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101 102								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
110								
111								
112								
113								
計	0	3	3	20	33	27	3	1
構成比	-	3.3%	3.3%	22.2%	36.7%	30.0%	3.3%	1.1%

適用職員数 90人

その6 医療職給料表(3)

<b></b>	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人 3	人	人	人	人
2			3 1				
1 2 3 4 5 6 7 8 9			3				
5 6			1				
7							
8 9		6	2 1 1	1			
10			1				
11 12 13 14 15 16 17 18			1				
13				1			
15			1				
16 17		1	1 1	1			
18							
20		5	1 1 1				
21	5 2		1	3			
23	2		2				
24 25				2 1			
26							
28				1 2	1		
29 30							
31							
32	1			2			
34		1			1		
36				1	1		
37 38	1			2			
39		1		2 1			
19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44	1	1					
42 43							
44		1					
46	1						
47 48		1					
49		1					
50 51				1			
52	1						
53 54	1						
55 56							
57							
58 59							
59 60							
61 62							
63 64							
04							

級		_			_	_	_
号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
65 66 67							
66							
60							
68							
69							
70							
70							
70 71 72 73							
74							
74 75 76 77 78 79							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
81 82 83							
84							
85							
86							
87					1		
88							
89 90							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99 100							
100							
101							
102							
103 104							
104							
105 106							
107							
107							
109							
109 110 111 112 113 114 115 116							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
119 120 121 122 123 124 125 126 127 128							
126							
127							
128							

級		0	0	<u> </u>	_		-
号給 一	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150 151							
151							
153							
154							
154							
156							
157							
158							
158							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計 計	12	16	21	19	3	0	0
構成比	16.9%	22.5%	29.6%	26.8%	4.2%		
1円ルスレし	10.3%	44.0%	49.070	40.070	4.470		

適用職員数 71人

その7 教育職給料表(一) [岡山県]

		M/H/1 132	· / L		
級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
1 2 3 4 5					
5					
6 7					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21 22		1			
22 23		1			
23 24					
25					
26					
27		1			
28		1			
29					
30					
31					1
32					1
33					
34		1			
35		•			
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46		1			
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55 56					
56					
57					
58 50					
59					
60					
61					
62					
63 64					
64					

級					
	1	2	特2	3	4
号給					
	人	人	人	人	人
65		1		1	
		1		-	
66					
67		1			
68					
00					
69					
70					
71		2			
		4			
72					
73					
74					
75					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
00		- 1			
81		1			
82					
83					
0.4					
84					
85					
86					
07					
87					
88					
89		1			
90			1		
90			1		
91					
92					
93		1			
33		1			
94					
95					
96					
07					
97					
98					
99					
100					
100					
101		2			
102					
103					
103					
104					
105		2			
106					
107					
107					
108					
109					
		1			
110		1			
111		1			
112					
113		2			
1114					
114					
115		1			
116					
117		1			
111		1			
118					
119					
120		5			
120		J			
121					
122		1			
123		1			
104		1			
124					
125					
126					
107					
127		1			
128					
•					

級	1				
号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
129					
130					
131					
132					
133		2			
134					
135					
136					
137		1			
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
計	0	32	1	1	1
構成比	_	91.4%	2.9%	2.9%	2.9%

適用職員数 35人

# 第3表 給料表別、級別、年齢別職員数

# その1 行政職給料表

Jerr								
長齢 (年齢)	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳								
19歳	5							
20歳	3							
21歳	8							
22歳	53							
23歳	82							
24歳	81							
25歳	102							
26歳	91							
27歳	108							
28歳	51	2						
29歳	66	11						
30歳	57	11						
31歳	42	28						
32歳	24	33	4					
33歳	17	46	11	1				
34歳	7	55	7	7				
35歳	2	59	9	1				
36歳	3	50	16	8				
37歳	3	62	25	2				
38歳	2	43	40	5			1	
39歳		52	46	7	1		1	1
40歳		73	71	9				
41歳		69	87	14		1		
42歳		39	84	27	1			
43歳	1	29	81	35	2			
44歳		16	68	35	9		1	
45歳		22	53	35	14			
46歳		9	69	25	20			1
47歳		12	39	36	24	3		
48歳		18	33	27	34	1		1
49歳		11	21	29	40	5	1	
50歳		16	29	25	53	12	2	
51歳	2	14	23	29	34	23	1	
5 2 歳		27	22	20	22	23	1	
5 3 歳		19	22	16	25	29	3	
5 4 歳		17	15	19	30	18	13	1
55歳		16	20	23	21	23	8	
56歳		31	17	17	25	34	13	2
5 7歳		25	20	15	25	19	13	5
58歳		15	12	18	19	27	15	9
5 9歳		14	19	6	22	17	19	7
60歳以上	2	4						
計	812	948	963	491	421	235	92	27
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
一一一一一四甲	27.2	42.0	45.2	48.3	52.0	54.8	56.2	56.7

その2 教育職給料表(1)

長齢 級	1	2	3	4
	人	人	人	人
18歳				
19歳				
20歳				
21歳 22歳				
23歳				
2 4 歳				
2 5 歳				
26歳				
27歳				
28歳				
29歳				
30歳				
31歳				
3 2歳				
33歳				
34歳				
35歳				
36歳				
37歳				
38歳				
39歳				
40歳				
41歳				
42歳				
43歳				
4 4 歳				
45歳				
46歳				
47歳				
48歳		1		
49歳		1		
50歳 51歳				
5 1 歳 5 2 歳				
5 3 歳				
5 4 歳		1		
5 5 歳		1		
56歳				
5 7歳				
58歳				
59歳				
60歳以上				
計	0	2	0	0
平均年齢	歳	歳	歳	歳
一一一一一	_	52.2	_	_

その3 教育職給料表(2)

級				
年齢	1	2	3	4
Тыг	人	人	人	人
18歳				
19歳				
20歳				
21歳		1		
22歳		7		
23歳		7		
24歳		8		
25歳		16		
26歳		10		
27歳		4		
28歳		4		
29歳		7		
30歳		6		
31歳		4		
3 2 歳		2		
3 3 歳		7		
34歳		4		
35歳		2		
36歳		4		
3 7歳		4		
38歳		11		
39歳		4		
40歳		9		
41歳		2		
4 2歳		4		
43歳		11		
44歳		1		
45歳		6		
46歳		5		
47歳		4		
48歳		3	2	
49歳		2	5	
50歳		2	3	
5 1 歳				
5 2歳			3	
5 3 歳		1	2	
5 4 歳				
5 5 歳			4	
56歳		3	6	
5 7歳		2	5	
58歳		5	11	
5 9歳		2	4	
60歳以上		-	-	
計	0	174	45	0
	歳	歳	歳	歳
平均年齢	_	36.0	55.3	_

その4 医療職給料表(1)

級年齢	1	2	3	4	5
十上町	, ,	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳					
28歳					
29歳					
30歳					
31歳					
3 2歳					
33歳					
3 4 歳					
35歳					
36歳					
37歳					
38歳					
39歳		1			
40歳					
41歳					
42歳					
43歳					
44歳					
45歳					
46歳					
47歳			1		
48歳					
49歳					
50歳				1	
51歳					
5 2 歳					
5 3 歳				_	
5 4歳				2	
5 5 歳					
56歳					
5 7歳				_	
5 8歳				1	
59歳					
60歳以上					
計	0 歳	1 歳	1 歳	4 歳	0 歳
平均年齢		<sub>阿文</sub> 39.5	47.0	54.4	一
		აუ. მ	41.0	74.4	

その5 医療職給料表(2)

### 1 2 3 4 5 6 7 8 1 1 2 3 4 5 6 7 8 1 1 9 歳									
年齢	_	1	2	3	4	5	6	7	8
1 8 歳 1 9 歳 2 0 歳 2 1 歳 2 2 歳 2 3 歳 2 2 4 歳 2 5 3 歳 2 1 2 2 8 歳 2 9 歳 1 2 2 9 歳 3 0 歳 1 2 2 9 歳 3 1 3 3 歳 3 3 4 歳 3 3 8 歳 3 3 4 歳 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 3 4 4 4 歳 4 2 歳 4 4 歳 4 4 歳 4 4 歳 4 4 歳 4 4 歳 4 4 6 歳 4 4 6 歳 4 5 6 は 4 5 6 歳 5 6 歳 5 6 歳 5 5 歳 5 6 歳 5 5 歳 5 6 歳 5 5 歳 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 5 6 歳 5 6 歳 5 5 6 歳 5 6 歳 5 5 6 歳 5 6 歳 5 5 6 歳 5 6 歳 5 5 6 歳 5 6 \$ 6 6 £ 6 £ 6 £ 6 £ 6 £ 6 £ 6 £ 6 £ 6	年齢								
1 9歳 2 0歳 2 1歳 2 2 歳 2 3歳 2 4 歳 2 2 6歳 1 2 2 8歳 1 2 2 8歳 1 2 2 8歳 1 2 2 8歳 1 3 3 歳 1 3 3 4歳 3 3 4 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	105	\ \ \ \	人	人		人	人	\ \ \	人
2 0歳 2 1歳 2 2歳 2 3歳 2 4歳 2 5歳 1 1 2 3 3 8 3 1歳 3 2歳 3 3歳 3 1歳 3 3 歳 3 1 歳 3 3 歳 3 1 歳 3 3 歳 4 1 1 1 1 1 3 3 8 歳 3 3 8 歳 3 4 歳 3 7 歳 3 8 歳 3 9 歳 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
2 1 歳 2 2 歳 2 3 歳 2 4 歳 2 5 歳 1 1 2 3 3 0 歳 3 1 歳 3 2 歳 3 3 歳 3 4 歳 3 4 歳 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
2 2 歳 2 3 歳 2 4 歳 2 5 歳 1 2 6 歳 1 2 6 歳 1 2 7 歳 2 8 歳 1 2 2 8 歳 1 2 2 9 歳 1 3 0 歳 1 3 3 歳 3 1 歳 3 3 歳 3 3 3 3 3 3 3 4 4 4 歳 4 4 歳 4 7 歳 4 7 歳 4 7 歳 4 7 歳 4 8 歳 4 7 歳 4 7 歳 4 8 歳 4 7 歳 5 5 歳 5 5 歳 5 5 歳 5 5 歳 5 5 8 歳 5 8 歳 5 5 8 歳 5 8 歳 5 8 歳 5 8 歳 5 5 8 歳 5 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8 \$ 8									
2 3歳 2 4歳 2 5歳 1 1 2 6歳 2 7歳 2 8歳 2 9歳 3 1歳 3 2歳 3 3歳 3 4歳 3 2歳 3 3歳 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
2 4歳 2 5歳 1 1 2 6歳 1 2 7歳 2 8歳 1 2 2 9歳 1 3 3 0歳 1 3 3 歳 3 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3									
2 5歳 1 1 2 6歳 1 1 2 2 6歳 2 7歳 2 8歳 2 1 3 0歳 1 3 0歳 1 3 1歳 3 2歳 3 1 歳 3 2歳 3 1 歳 3 3 8歳 3 1 4 4 8歳 4 4 8歳 4 4 2 4 4 8歳 4 4 2 4 4 8歳 4 9 歳 5 1 4 4 7 8歳 4 9 歳 5 0歳 5 1 歳 5 0歳 5 1 3 3 5 8歳 5 8歳 5 8歳 5 8 8									
2 6 歳 2 7 歳 2 8 歳 1 1 2 9 歳 1 3 3 歳 1 3 2 歳 3 3 歳 3 2 歳 3 3 歳 3 3 3 3 3 3 3 3									
2 7 歳 2 8 歳 2 9 歳 3 0 歳 3 1 歳 3 2 歳 3 3 歳 3 4 歳 3 5 歳 3 8 歳 4 1 4 0 歳 4 1 4 0 歳 4 2 歳 4 3 歳 4 4 1 5 1 3 3 3 4 2 歳 4 1 5 4 3 歳 4 4 2 4 3 歳 4 4 2 4 4 3 歳 4 5 1 2 4 6 歳 4 7 歳 4 8 歳 4 9 歳 5 0 歳 5 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3									
2 8歳 2 9歳 3 1 1 3 3 0歳 3 1 歳 3 2 歳 3 3 歳 3 4 歳 3 5 前 4 4 前 4 9 歳 4 9 歳 4 9 歳 4 9 歳 5 1 1 2 4 6 歳 4 9 歳 5 5 歳 5 6 歳 5 5 歳 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5			1						
1 3 0 歳 3 1 歳 3 2 歳 3 1 3 3 歳 3 2 歳 3 1 3 3 4 歳 3 2 歳 3 5 歳 3 3 4 2 歳 4 4 1 4 4 2 4 4 8 歳 4 9 歳 5 1 4 4 2 4 4 8 歳 4 9 歳 5 5 歳 5 5 歳 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5									
3 0歳   3 1歳   3 2歳   1   3 3歳   3 4歳   2   3 5歳   1   3 3 8歳   3 9歳   4				1					
3 1歳 3 2歳 3 3歳 3 4歳 3 5歳 3 6歳 3 7歳 3 8歳 3 9歳 4 1 4 0歳 4 1 4 1 4 2歳 4 3歳 4 4歳 4 4歳 4 4歳 4 4歳 4 5 1 2 4 6歳 4 4 歳 4 2 4 8歳 4 4 章 5 1 4 5 1 4 5 章 4 6歳 4 7 章 4 8歳 4 2 4 8歳 4 9歳 5 0歳 5 1 1 5 1 2 5 1 3 3 3 3 4 4 4 1 4 1 4 4 1 4 1 4 1 4 1			1						
3 2歳   1									
3 3 歳 3 4歳 3 5歳 1 2 3 5歳 1 3 6歳 3 7 歳 3 8歳 2 2 3 3 9歳 4 4 1 4 4 0歳 4 1 5 4 1 5 4 4 8歳 4 9歳 5 1									
3 4歳   2				1					
3 5歳	33歳				1				
3 6歳   3 7歳   3 8歳   2   3 9歳   4   1   4   1   4   1   4   4   1   4   4	34歳				2				
3 7歳   3 8歳   2   4   1   1	35歳				1				
3 8歳   2	36歳			1	1	1			
39歳   4	37歳								
4 0歳     5     1       4 1歳     3     3       4 2歳     1     5       4 3歳     5     1       4 5歳     1     2       4 6歳     1     4     2       4 8歳     1     4     2       4 9歳     1     5     3       5 1歳     2     1     1       5 2歳     1     1     1       5 3歳     2     1     1       5 4歳     7     1     1       5 6歳     7     1     3     1       5 7歳     3     3     5	38歳				2				
4 1歳   4 2歳   1   5   4 3歳   4 4歳   5   1   2   4 6歳   4 7歳   4 2   4 8歳   4 9歳   5 0歳   1   1   5 3歳   5 3歳   5 5 歳   5 8歳   5 8歳   5 8歳   5 8歳   5   5   1   1   1   1   1   1   1   1	39歳				4	1			
4 2歳     4 3歳     4 4歳     4 5歳     4 6歳     4 7歳     4 9歳     5 0歳     5 1歳     5 2歳     5 2歳     5 3歳     5 5歳     7 1     5 6歳     5 7歳     5 8歳	40歳				5	1			
43歳     44歳     45歳     46歳     47歳     49歳     50歳     51歳     52歳     52歳     53歳     54歳     55歳     7     56歳     57歳     58歳	41歳				3	3			
44歳   5   1     45歳   1   2     46歳   1   4     47歳   4   2     48歳   1   4     49歳   1   5     50歳   3   1     52歳   1   1     53歳   2   1     54歳   2   1     55歳   7   1     56歳   3   1     57歳   3   1     58歳   5   5	42歳				1	5			
日本 5歳 日本	43歳					3			
46歳     1     4 7歳     4 8歳     1     2     4 8歳     1     4 9歳     5 0歳     1     1     5 0歳     1 <td>44歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td>	44歳						1		
46歳     1     4 7歳     4 8歳     1     2     4 8歳     1     4 9歳     5 0歳     1     1     5 0歳     1 <td>45歳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td></td> <td></td>	45歳					1	2		
47歳     48歳     1     2     48歳     1     49歳     1 <td< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></td<>									
48歳     49歳     50歳     51歳     52歳     53歳     54歳     55歳     7     56歳     57歳     58歳						4	2		
49歳     50歳     51歳     52歳     52歳     53歳     54歳     55歳     7     56歳     57歳     58歳									
50歳   3     51歳   2     52歳   1     53歳   2     54歳   1     55歳   7     56歳   3     57歳   3     58歳   5									
5 1 歳     5 2 歳     5 3 歳     5 4 歳     5 5 歳     7     5 6 歳     5 7 歳     5 8 歳									
5 2歳     5 3歳     5 4歳     5 5歳     7     5 6歳     5 7歳     5 8歳									
53歳   2     54歳   1     55歳   7     56歳   3     57歳   3     58歳   5								1	
5 4歳   1     5 5歳   7     5 6歳   3     5 7歳   3     5 8歳   5							2		
55歳   7   1     56歳   3   1     57歳   3   5     58歳   5   5								1	
56歳   3     57歳   3     58歳   5							7		
57歳     58歳									1
5 8 歳 5									_
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1									
60歳以上							[		
計 0 3 3 20 33 27 3 1		0	વ	વ	20	33	97	3	1
\$ \$ \$ \$ \$ \$									歳
	平均年齢		26.8	32.3	38.9	45.1	54.8	54.2	56.2

その6 医療職給料表(3)

_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	,		•			
級 年齢	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
18歳							
19歳							
20歳							
21歳							
22歳	5						
23歳	1	5					
24歳	1	1					
25歳		5					
26歳	1		5				
27歳			3				
28歳	1		1				
29歳	1		4				
30歳	1		3				
31歳	1	1	3				
3 2 歳	1	1	3				
33歳	1	1	1	3			
3 4 歳		1	1	2			
35歳		1	1	6			
36歳		1		4			
37歳				1			
38歳				,			
39歳				1			
40歳				1			
41歳				1			
4 2歳					1		
43歳					_		
4 4 歳					1		
45歳							
46歳							
47歳							
48歳							
49歳							
50歳							
51歳							
5 2 歳							
5 3 歳					1		
54歳							
55歳							
56歳							
57歳							
58歳							
59歳							
60歳以上							
計	12	16	21	19	3	0	0
平均年齢	歳		歳	歳	歳	歳	歳
1 . 4 L ML	25.8	27.3	29.3	36.1	46.8	_	_

その7 教育職給料表(一) [岡山県]

級 年齢	1	2	特2	3	4
1 817	人	人	人	人	人
18歳					
19歳					
20歳					
21歳					
22歳					
23歳					
24歳					
25歳					
26歳					
27歳		2			
28歳					
29歳		1			
30歳					
31歳					
32歳		1			
33歳					
34歳		1			
35歳					
36歳					
37歳					
38歳		2			
39歳					
40歳		2			
41歳					
42歳		1			
43歳					
44歳		1			
45歳		2			
46歳		1			
47歳		1			
48歳			1		
49歳		2			
50歳		2			
51歳		3			
5 2 歳		4			
5 3 歳		1			
5 4 歳				1	
55歳					
56歳		3			
5 7歳		1			1
58歳					
59歳		1			
60歳以上					
計	0	32	1	1	1
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳
	_	46.5	48.7	54.2	57.7

# 第4表 扶養手当の支給状況

## その1 扶養手当の支給区分別職員数

		扶 養	長親族の [	为 訳		
支給されて		1 /	目	2 人目	特定期間	支給されて
いる職員	配偶者	配偶者有 の場合	配偶者無 の場合	以降	にある子	いない職員
	13,000円	6,500円	11,000円	6,500円	加算 5 <b>,</b> 000円	
人	人	人	人	人	人	人
2,128	1,276	1,719	76	1,176	686	2,249

- (注) 1 特定期間にある子とは、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子をいう。
  - 2 支給されている職員1人当たりの平均手当月額は、20,382円である。
  - 3 「教育職給料表(一) [岡山県]」の適用を受ける職員は含まない。(以下第7表までについて同じ。)

## その2 扶養親族数別職員数

1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	計
人	人	人	人	人	人	人
659	681	591	168	26	3	2,128

(注) 支給されている職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第5表 住居手当の支給状況

		区 分	職員数	
支給	されてい	1,371	人	
	借家	<b>戻・借間に居住する職員</b>	959	
		手当月額 11,000円以下の受給者	1	
		手当月額 11,100円以上 27,000円未満の受給者	287	
		手当月額 27,000円の受給者	671	
	持家	R等に居住する職員 手当月額 2,500円の受給者	412	
支給	iされて\	いない職員	3,006	
		4,377		
_ <del></del> 支給	されてい	18,702	円	
_ <del></del> 借家	 ・借間月	号住者1人当たり平均手当月額	25,662	

<sup>(</sup>注) 制度改正により、平成27年度まで、段階的に引き下げを行う経過措置中であり、「持家等に居住する職員」は新築・購入の経過措置額の受給者である。

第6表 通勤手当の支給状況

	区分		職員数							
支給されている	職員		人 4,043							
交通機	· 関等利用者		294							
交通用	月具(自動車等)使用者	(手当月額)	3,486							
	2km未満	(3,800円)	1							
	片道2km以上 5km未満	(5,100円)	956							
	片道5km以上 10km未満 (7,200円)									
	片道10km以上 15km未満	(9,100円)	680							
	片道15km以上 20km未満	(11,500円)	319							
	片道20km以上 25km未満	(13,800円)	162							
	片道25km以上 30km未満	(16,100円)	85							
	片道30km以上 35km未満	(18,100円)	44							
	片道35km以上 40km未満	(20,500円)	17							
	片道40km以上 45km未満	(22,800円)	6							
	片道45km以上 50km未満	(23,700円)	3							
	片道50km以上 55km未満	(24,600円)	2							
	片道55km以上 60km未満	(25,500円)	2							
	片道60km以上 (26,400円)									
交通機	交通機関等と交通用具の併用者									
支給されていな	支給されていない職員									
	計									
支給されている	職員1人当たり平均手当月額		8,807							

# 第7表 管理職手当の支給状況

給料表 区分	行政職 給料表	教育職 給料表 (1)	教育職 給料表 (2)	医療職 給料表 (1)	医療職 給料表 (2)	医療職 給料表 (3)	計
職員数 (人)	3,989	2	219	6	90	71	4,377
受給者数 (人)	775	0	45	5	12	0	837
1種 【理事級】 (130,500円)	1						1
2種 【局長級】 (109,600円)	26						26
3種 【審議監級】 (84,700円)	92			1	1		94
4種 【課長級】 (68,600円)	235	0		3	3	0	241
5 種 【課長補佐級】 (52,400円)	421	0	45	1	8	0	475
受給者割合(%)	19.4	_	20.5	83.3	13.3	_	19.1
受給者1人当たり の平均手当月額 (円)	63,166	_	52,400	68,580	59,142	-	62,562

# 第8表 給料表別、級別再任用職員数

その1 フルタイム勤務職員

<u>その1 フルダイム</u> 勤	伤帐貝									
給料表					級	Ż				
<b>加州</b> 农	計	1	2	特2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	1							1		
教育職給料表(一) 〔岡山県〕	1		1							
計 	2									
60歳										
61歳	1									
62歳	1									
63歳										
64歳										

(注) 再任用職員の適用がない給料表については掲載していない。(次表について同じ。)

<u>その2 短時間勤務職</u>	<u>貝</u>								
⟨公本  ≠					級				
給料表	計	1	2	3	4	5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	211	79	34	35	17	23	18	5	
教育職給料表(2)	3		3						
計	214								
60歳	73								
61歳	62								
62歳	27								
63歳	26								
64歳	26								

2 民間給与関係

## 2 民間給与関係

#### 平成 27 年職種別民間給与実態調査の概要

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、本市職員の給与を検討するため、平成27年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

本委員会、人事院、岡山県人事委員会等

### (3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事 業所340事業所
- ② 調査対象職種76 職種(事務・技術関係職種22 職種、その他の職種54 職種)

## (4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

上記(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により8層に層化し、これらの層から131事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第9表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上る ときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員 はすべて除外した。

#### ③ 調査実人員

初任給関係 270 人(事務・技術関係職種の調査実人員 240 人)、初任給関係以外の調査職種 4,099 人(事務・技術関係職種の調査実人員 3,611 人)である。

なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は19,867人であり、うち事務・技 術関係職種は12,871人である。

#### (5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第9表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模産業	規模計	500 人以上	100 人以上 500 人未満	100 人未満
産業計	122	47	48	27
農業,林業、漁業	0	0	0	0
鉱業,採石業,砂利採取業、 建 設 業	9	5	2	2
製造業	35	11	18	6
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業	30	10	13	7
卸売業,小売業	15	7	4	4
金融業,保険業、 不動産業,物品賃貸業	12	9	2	1
教育, 学習支援業、 医療, 福祉、サービス業	21	5	9	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか、調査不能の事業所が9所あった。
  - 2 調査対象事業所 131 所に占める調査完了事業所 122 所の割合 (調査完了率) は、93.1%。
  - 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿 泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」(郵便局に分類されるも のを除く。)及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除 く。)である。

# 第10表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

#### その1 公民給与比較の対象職種

(1) 規模計

(1)	<i>)</i> 万九	上 作	<u> </u>					平成	27年4月分平均支	.給額	
	耶	哉 利	重 名	,		調査	平均	きまって支給する	)	(1) (5)	備考
						実人員	年 齢	給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
						人	歳	(A) 円	円	円	
	支	店	長			10	51.3	914,284	0	914,284	
		大	学	卒		8	50.1	992,415	0	992,415	Itt. N. II. so. I. N. I. so. to P. (41) so. II.
		短	大	· 卒		_	_		_	_	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		高	校	卒		2	56.0	601,762	0	601,762	
		中	学	卒		_	_	_	_	_	
	エ	場	長			2	49.7	879,007	60,177	818,830	
事		大	学	卒		2	49.7	879,007	60,177	818,830	構成員50人以上の工場の長
7		短	大	卒		_	-	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
		高	校	卒		-	-	-	_	_	
務		中	学	卒		_	_	_	_	_	
1分	事	務	部	長		154	52.6	603,738	828	602,910	  2課以上又は構成員20人以上の部
		大	学	卒		128	52.9	605,941	543	605,398	
		短	大	卒		5	47.7	491,537	5,252		認められる部の長及び部長級専 門職
•		高	校	卒		20	51.9	622,181	1,640	620,541	(取締役兼任者を除く。)
		中	学	卒		1	*	*	*	*	
++-	技	術	部	長		49	51.6	558,131	5,020	553,111	
技		大	学	卒		26	51.6	559,793	5,858	553,935	<b>□</b> (.
		短	大	卒		6	48.2	585,857	0	585,857	同上
415-		高中	校	卒		17	52.9	544,547	5,680	538,867	
術		中	学	卒				-	-	-	
	事	務	部		長	71	53.3	577,844	20,277	557,567	前記部長に事故等のあるときの職
		大	学	卒		62	53.5	589,606	21,419	568,187	務代行者  職能資格等が上記部の次長と同
関		短空	大校	卒		3	48.1	489,376	10.250	489,376	等と認められる部の次長及び部次 長級専門職
		高中	学	卒卒		6	53.0	491,211	18,352	472,809	長級専門職  中間職(部長-課長間) 
1	技	<u>一</u> 術			長	8	48.4	486,652	6,644	480,008	
係	17				区						
		大短	学大	卒		2	46.6	463,634	27,395	436,239	同上
Tarry.		应高	人校	卒卒		6	49.0	494,022	0	494,022	
職		中	学	卒		-	-	-	_	- 101,022	
	事	務		<del>.</del> 長		277	48.8	578,509	18,614	559,895	
	]	大	学	卒		206	48.0	599,035	22,545	576,490	2係以上又は構成員10人以上の課
種		短短	大大	卒		17	48.9	486,986	9,406	477,580	職能資格等が上記課の長と同等と
		高	校	卒		54	52.3	519,681	4,483	515,198	
		中	学	卒	_						
	技	術	課	長		143	48.2	504,567	22,473	482,094	
		大	学	卒		74	47.7	506,601	23,726	482,875	
		短	大	卒		7	46.5	501,174	31,957	469,217	同上
		高	校	卒		58	49.1	503,964	20,968	482,996	
		中	学	卒		4	49.5	477,669	0	477,669	

<sup>(</sup>注) 1 調査実人員が1人の場合は、「\*」としている。(以下本表について同じ。)

<sup>2 「</sup>平均年齢」は、10進法により表示している。(以下本表について同じ。)

<sup>3 「</sup>中間職 (部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。 (以下本表について同じ。)

							平成				
	職 種 名			•	調査	平 均	きまって支給する			備 考	
	퀴	FX 1'≦	E /	1	実人員	年 齢	給与	うち	(A) - (B)		
	ı				人	歳	(A) 円	時間外手当(B) 円		前記課長に事故等のあるときの職	
	<u></u>	<b>☑</b> ⁄ ⇒1	# <b>=</b>	<b>伊</b> 珊			, -			<b>務代行者</b>	
	<b>尹</b>			代理	114	48.7	537,344			課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者	
			学	卒	80	47.9	545,330	39,124	-	課長に直属し部下4人以上を有す る者	
		短京	大坛	卒	7	44.2	478,835	I	453,785	職能資格等が上記課長代理と同	
		高中	校学	卒 卒	26	53.2 *	529,569 *	65,293 *		等と認められる課長代理及び課長 代理級専門職	
	444				1				*	中間職(課長-係長間)	
	坟			代理	43	46.1	462,638		429,723		
事		大	学	卒	27	45.2	463,405	25,458	437,947	同上	
		短	大坛	卒	2	49.5	415,132	62,981	352,151	1,4	
		高出	校学	卒	13	47.0	476,536		431,307		
務		中	学	卒	1	*	*	*	*		
``	事		係	長	281	43.7	494,569		421,106		
		大	学	卒	208	43.0	514,866		433,806	<b>皮の長及び皮長の専用職</b>	
١.		短	大	卒	23	45.6	367,069	I		係の長及び係長級専門職	
•		高	校	卒	48	47.6	417,454		378,576		
		中	学	卒	2	46.6	354,924		336,089		
444	技	術	係	長	154	44.1	401,849	59,937	341,912		
技		大	学	卒	85	43.6	407,901	60,440	347,461	_ ,	
		短	大	卒	10	45.0	354,392	49,570	304,822	同上	
		高	校	卒	59	44.8	400,789	60,997	339,792		
術		中	学	卒	_	_	_	_	_		
	事	務	主	任	269	42.1	379,659	50,356		係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主	
		大	学	卒	160	39.0	391,458	55,048		任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者	
関		短	大	卒	46	43.4	365,333			係長等のいない事業所において、	
		高	校	卒	63	51.7	349,465	38,975	310,490	職能資格等が上記主任と同等と認められる主任	
		中	学	卒	_	_	_	_	_	中間職(係長-係員間)	
係	技	術	主	任	179	41.7	342,147	46,738	295,409		
			学		102	40.3	343,541	44,553	298,988		
			大		20	40.6	308,995	40,631	268,364	同上	
職		高	校	卒	56	45.7	348,870	52,629	296,241		
		中	学	卒	1	*	*	*	*		
	事	務	係	員	1,347	36.0	299,075	34,102	264,973		
種		大	学	卒	837	33.6	305,164	37,148	268,016		
'		短	大		187	40.4	284,929	28,434	256,495		
		高	校	卒	321	40.2	290,269	28,811	261,458		
		中	学	卒	2	41.5	320,098	62,281	257,817		
	技	術	係	員	510	35.1	334,970	54,024	280,946		
		大	学	卒	307	33.0	330,950	54,143	276,807		
		短	大	卒	52	34.6	328,364	56,556	271,808		
		高	校	卒	151	39.7	346,005	52,835	293,170		
		中		卒	_	_	_	_	_		
(注)		г.	L 881	r4h /⇒m ⊏	- 怪長間	レレト	<b>課長と係長の</b>	<b>プルパン・オロ</b> A	で 役職 職員	と資格▼は給与トの等級	

<sup>(</sup>注) 4 「中間職 (課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付) から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。 (以下本表について同じ。)

<sup>5 「</sup>中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級 (格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。(以下本表について同じ。)

## (2) 規模500人以上

(2) 观模5000人以上								平成	27年4月分平均支		
	耳	哉 利	重名	, ]		調査	平均	きまって支給する			備考
						実人員	年 齢	給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(V) - (V)	D113 3
						人	歳	円	円	円	
	支	店	長			10	51.3	914,284	0	914,284	
		大	学	卒		8	50.1	992,415	0	992,415	構成員50人以上の支店(社)の長
		短	大	卒		_	-	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
		高	校	卒		2	56.0	601,762	0	601,762	
	<u> </u>	中	学	卒		-	- 40.7	070.007		010.000	
	工	場	長	ميليد		2	49.7	879,007	60,177	818,830	
事		大短	学大	卒卒		2	49.7	879,007	60,177	818,830	構成員50人以上の工場の長
		心高	校	卒卒		_	_	_	_		(取締役兼任者を除く。)
		中	学	卒		_	_	_	-	-	
務	事	務	部	長		87	52.6	638,942	986	637,956	2課以上又は構成員20人以上の部
		大	学	卒		74	52.9	638,082	709	637,373	の長
		短	大	卒		3	47.0	492,988	8,276		概能質格等が上記部の長と同等と   認められる部の長及び部長級専
.		高	校	卒		10	51.6	688,074	883	687,191	門職 (取締役兼任者を除く。)
		中	学	卒		-	_	_	_	_	
++	技	術	部	長		13	52.4	607,582	16,479	591,103	
技		大	学	卒		5	50.8	601,800	22,426	579,374	同上
		短高	大校	卒卒		8	53.3	611,074	12,888	- 598,186	1.4
術		中	学	卒		-	- 55.5	- 011,074	12,000	- 550,100	
'''	事	務	部	次	長	31	53.3	598,334	126	598,208	<u> </u>
		大	学	卒		30	53.3	600,696	130	600,566	務代行者
関		短	大	卒		1	*	*	*	*	職能質格等が上記部の次長と同 等と認められる部の次長及び部次
		高	校	卒		_	_	-	-	-	長級専門職 中間職(部長-課長間)
		中	学	卒		-		_	_	_	
係	技	術	部	次	長	2	50.5	595,436	318	595,118	
		大	学	卒		1	*	*	*	*	同上
١		短高	大校	<b>卒</b>		- 1	*	*	*	*	1.4 —
職		中	学	卒		1 -	- -	_	- -	- -	
	事	務	課	長		161	47.6	623,121	16,876	606,245	
14		大	学	卒		124	46.5	643,958	19,174	624,784	mbh Ne Ver Lie Art 20 1 30 3m on 12 1 100 Art
種		短	大	卒		6	49.7	497,538	15,233	482,305	
		高	校	卒		31	52.7	550,848	6,167	544,681	
		中	学	卒		_	_	_	_	_	
	技	術	課	長		66	50.0	577,881	34,746	543,135	
		大	学	卒		28	49.0	591,898	45,187	546,711	 
		短京	大	卒		2	47.0	570,553	44,548	526,005	同上
		高中	校学	卒卒		33	50.7	571,681 500,773	27,229	544,452 500,773	
		十	子	平		3	54.8	500,773	0	500,773	

				平成	27年4月分平均支		
	職種名	調 査 実人員	平均年齢	きまって支給する		(A) (D)	備考
		天八貝	十 图7	給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円	円		前記課長に事故等のあるときの職 務代行者
	事務課長代理	61	46.6	553,729	42,413	511,316	課長に直属し部下に係長等の役 職者を有する者
	大学卒	38	43.5	560,853	23,426		課長に直属し部下4人以上を有す
	短大卒	4	41.4	472,513	38,469	434,044	職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長
	高校卒中学卒	19 -	53.8 -	557,293 -	80,958 -	470,335	代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	技術課長代理	23	44.9	495,684	26,466	469,218	
事	大学卒	16	43.8	486,858	1,935	484,923	
7	短 大 卒	2	49.5	415,132	62,981	352,151	同上
	高校卒	4	44.7	613,034		495,064	
務	中学卒	1	*	*	*	*	
Life.	事務係長	159	43.1	532,956	91,602	441,354	
	大学卒	128	42.6	545,794	97,639	448,155	係の長及び係長級専門職
١.	短大卒	5	43.5	416,473	39,542	376,931	
	高校卒中学卒	25 1	47.7 *	435,108 *	44,801 *	390,307 *	
	技術係長	27	45.2	468,861	72,057	396,804	
技				•			
	大学卒	10 1	44.2 *	465,583 *	44,323 *	421,260 *	同上
	高校卒	16	45.0	476,287	98,331	377,956	
術	中学卒	_	_	-	-		
	事務主任	129	41.7	418,872	63,278	355,594	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主
	大学卒	78	37.9	424,459	68,848	000,011	任のうち、課長代理以上に直属 し、部下を有する者
関	短大卒	19	46.7	405,717	49,237		係長等のいない事業所において、
	高校卒中学卒	32	53.5 -	405,199	50,305 -	354,894 -	職能資格等が上記主任と同等と認められる主任  中間職(係長一係員間)
係	技術主任	43	46.4	429,622	92,462	337,160	
	大学卒	17	45.4	459,903	99,557	360,346	
	短大卒	1	*	*	*	*	同上
職	高校卒	24	47.3	397,765	76,998	320,767	
	中学卒	702	25.2	210 596	20 5/12	979.049	
	事務係員大学卒	703	35.3 32.3	310,586 307,872	38,543	272,043 265,857	
種	大学卒 知短大卒	444 94	32.3 41.0	307,872	42,015 30,089	265,857 281,646	
	高校卒	165	39.7	317,037	34,200	282,837	
	中学卒						
	技 術 係 員	162	37.5	379,257	73,258	305,999	
	大学卒	70	35.0	391,366	82,644	308,722	
	短 大 卒	18	34.5	380,593	92,402	288,191	
	高校卒	74	40.5	368,521	60,674	307,847	
	中学卒	-	_	_	_		

## (3) 規模100人以上500人未満

(3) 規模100人以上5 				- U / C / C / I   I   I   I   I   I   I   I   I   I		平成		 給額			
	HŢ	# #F	重 名	<u>,</u>		調査	平 均	きまって支給する			· 備 考
	相	и 1 <u>1</u>	14 1	1		実人員	年 齢	給与	うち	(A) - (B)	VIII <sup>1</sup> →
						人	歳	(A) 円	時間外手当 (B) 円	円	
	支	店	長			_	_		_	_	
		大	学	卒		_	_	_	_	_	
		短短	大	卒		_	_	_	_	_	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
		高	校	卒		_	_	_	_	_	(7)
		中	学	卒		_	-	_	_	_	
	工	場	長			-	_	_	_	_	
		大	学	卒		_	_	_	_	_	(# N = 1 N 1     -   -
事		短	大	卒		_	_	_	_	_	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
		高	校	卒		_	-	_	_	_	
<b>-</b>		中	学	卒		_	_	_	_	_	
務	事	務	部	長		57	52.6	560,434	246	560,188	2課以上又は構成員20人以上の部
		大	学	卒		49	52.9	559,728	286	559,442	の長
		短	大	卒		1	*	*	*	*	職能資格等が上記部の長と同等と 認められる部の長及び部長級専
•		高	校	卒		7	50.0	574,036	0	574,036	門職  (取締役兼任者を除く。)
		中	学	卒		_		_	_	_	
	技	術	部	長		33	51.4	551,698	1,555	550,143	
技		大	学	卒		18	52.0	568,739	2,831	565,908	
		短	大	卒		6	48.2	585,857	0	585,857	同 上
		高	校	卒		9	52.6	492,131	0	492,131	
術		中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事	務	部	次	長	37	53.2	565,064	38,584	526,480	前記部長に事故等のあるときの職
		大	学	卒		31	53.9	581,086	42,665	538,421	務代行者 職能資格等が上記部の次長と同
関		短	大	卒		2	46.0	471,731	0	471,731	等と認められる部の次長及び部次
		高	校	卒		4	51.3	484,143	25,710	458,433	長級専門職 中間職(部長-課長間)
		中	学	卒		_		_	_	_	
係	技	術	部	次	長	5	49.1	478,478	9,521	468,957	
			学	卒		1	*	*	*	*	
			大			-	-	_	_	_	同上
職			校			4	50.2	506,505	0	506,505	
				卒		_	_	_	_	_	
	事	務		長		111	50.7	514,729	21,965	492,764	2係以上又は構成員10人以上の課
種		大	学	卒		78	50.8	528,406	29,278	499,128	の長職能資格等が上記課の長と同等と
		短点	大	卒		11	48.4	480,705	5,938	474,767	認められる課の長及び課長級専
		高中	校学	卒		22	51.4	480,093	2,312	477,781	
	++-			卒		-	47.0	400.000	10 503	450 405	
	技	術		長		55	47.2	463,003	12,596	450,407	
		大	学士	卒		34	46.4	467,232	11,508	455,724	I
		短点	大松	卒		3	48.6	555,648	40,598	515,050	
		高田		卒		17	49.1	439,904	10,604	429,300	
		中	学	4		1	*	*	*	*	

				平成	27年4月分平均支	 給額	
	職種名	調査	平均年齢	きまって支給する		(A) (D)	備考
		<del>天</del> 八貝		給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
		人	歳	円 円	H	円	前記課長に事故等のあるときの職 務代行者
	事務課長代理	47	50.7	530,406	46,653	483,753	課長に直属し部下に係長等の役
	大 学 卒	40	50.6	538,920	49,313	489,607	職者を有する者課長に直属し部下4人以上を有す
	短大卒	2	50.5	510,867	7,500	503,367	る者 職能資格等が上記課長代理と同
	高校卒	4	52.4	474,397	38,753		等と認められる課長代理及び課長 代理級専門職
	中学卒	1	*	*	*	*	中間職(課長-係長間)
	技術課長代理		47.6	439,586	55,578	384,008	
事	大学卒短大卒	9	47.5	441,862	66,203	375,659	同上
	短大卒高校卒	3	47.9	432,354	21,804	- 410,550	·
	中学卒	_	_	102,001	21,001	-	
務	事務係長	104	45.5	406,086	26,441	379,645	
	大学卒	68	44.5	419,929	22,621	397,308	
	短大卒	16	47.0	350,570	32,289	318,281	係の長及び係長級専門職
	高 校 卒	19	48.0	404,853	34,772	370,081	
	中学卒	1	*	*	*	*	
l	技 術 係 長	77	44.5	405,408	59,583	345,825	
技	大 学 卒	51	44.1	413,904	66,544	347,360	
	短 大 卒	5	44.5	372,313	57,464	314,849	同上
/ 1	高校卒	21	45.7	392,135	42,818	349,317	
術	中学卒			_	_		ば 目 炊 の 、フ 声 巻 記 に よいよフ ナ バ
	事務主任	104	43.3	321,604	30,176		係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主
88	大学卒	66	41.7	336,292	29,058		任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者
関	短大卒高校卒	19 19	41.5 50.5	330,136 263,085	39,847 24,500	290,289 238,585	係長等のいない事業所において、 職能資格等が上記主任と同等と認
	中学卒	19	50.5	203,000	24,500	230,909 -	められる主任 中間職(係長-係員間)
係	技術主任	97	40.5	327,586	34,561	293,025	
	大学卒	71	39.2	327,867	35,813	292,054	
	短大卒	9	43.5	324,359	22,745	301,614	同 上
職	高校卒	17	46.0	327,826	34,202	293,624	
州収	中学卒	_	_	_	-	_	
	事務係員	504	37.0	293,741	30,799	262,942	
種	大 学 卒	328	35.5	307,213	32,978	274,235	
'	短大卒	75	39.2	254,340	26,813	227,527	
	高校卒	99	40.8	270,949	25,013	245,936	
	中学卒	2	41.5	320,098	62,281	257,817	
	技術係員	263	34.5	325,081	48,385	276,696	
	大学卒	177	32.7	321,617	49,456	272,161	
	短大卒	26	35.1	316,604	42,699	273,905	
	高校卒中学卒	60	39.1	339,280	48,032	291,248	
	十 子 平		_	_	_	_	

## (4) 規模100人未満

(4,	, ,,,	<u> </u>	.007	C) [V]	1173			平成	27年4月分平均支	給額	
	職種名		職種名 調査 実人員				きまって支給する		(A) (D)	備考	
						夫八貝	十 圏巾	給与 (A)	うち 時間外手当 (B)	(A) - (B)	
						人	歳	円	H	円	
	支	店	長			_	-	-	-	_	
		大	学	卒		_	_	-	-	_	構成員50人以上の支店(社)の長
		短	大	卒		_	_	_	-	_	(取締役兼任者を除く。)
		高	校	卒		_	_	_	_	_	
		中	学	卒		-	_	_	_	_	
	工	場	長			-	_	_	_	_	
事		大	学	卒		-	-	_	_	_	構成員50人以上の工場の長
		短	大	卒		-	-	_	_	_	(取締役兼任者を除く。)
		高中	校学	卒卒		_	_	_	_	_	
務	事	<u>下</u> 務	部	<u>十</u> 長		10	52.7	504,799	3,207	501,592	
	7					10				·	2課以上又は構成員20人以上の部
		大短	学大	卒卒		5 1	52.5 *	541,713 *	450 *	541,263 *	職能資格等が上記部の長と同等と 認められる部の長及び部長級専
.		高	校	卒		3	58.5	465,478	9,940	455,538	門職(取締役兼任者を除く。)
		中	学	卒		1	*	*	*	*	(以称仅来任有を除く。)
	技	術	部	長		3	49.5	417,532	0	417,532	
技		大	学	卒		3	49.5	417,532	0	417,532	
		短	大	卒		_	-	-	_	_	同上
		高	校	卒		_	_	_	_	-	
術		中	学	卒		_	_	_	_	_	
	事	務	部	次	長	3	53.8	505,200	0	505,200	前記部長に事故等のあるときの職
		大	学	卒		1	*	*	*	*	務代行者 職能資格等が上記部の次長と同
関		短	大	卒		-	-	_	_	_	等と認められる部の次長及び部次
		高中	校	卒		2	57.0	508,840	0	508,840	大級専門職   中間職(部長-課長間)
1	++-	中	学	卒	F	-					
係	技	術	部	次	犮	1	*	*	*	*	
		大	学士	卒		-	-	_	_	_	同 上
		短高	大校	<b>卒</b>		1	*	*	*	*	
職		中	学	卒		-	-	_	_	_	
	事	<u>-</u> 務	課	<del>-</del> 長		5	48.5	400,575	0	400,575	
1=£		大	学	卒		4	46.0	395,718	0	395,718	2係以上マけ構成員10人以上の課
種		短短	大	卒		_	-	-	-	-	職能資格等が上記課の長と同等と 認められる課の長及び課長級専
		高	校	卒		1	*	*	*	*	門職
		中	学	卒		_	_	_	_	_	
	技	術	課	長		22	45.8	394,056	12,946	381,110	
		大	学	卒		12	48.9	420,007	10,051	409,956	
		短	大	卒		2	42.0	312,438	0	312,438	同上
		高	校	卒		8	42.0	375,535	20,526	355,009	
		中	学	卒		-	_	_	_	_	

事務課長代理     6     46.8     432,684     0     432,684     務代行者課長に直属職者を有直職者を有直職者を有直課長に直属職者を有直課長に直属方名職能資格等       短大卒     1     *	る者 し部下4人以上を有す が上記課長代理と同 1る課長代理及び課長 職
## A	し部下に係長等の役 る者 し部下4人以上を有す が上記課長代理と同 いる課長代理及び課長 職 長一係長間)
事務課長代理   人   歳   円   円   円   円   所務代行者 職長に直属職者を有す 職長に直属職者を有す 課長に直属 職者を有す 課長に直属 人名 無能資格等 意と認められて理級専門 中間職(課)     短大卒   1   * <td< th=""><td>し部下に係長等の役 る者 し部下4人以上を有す が上記課長代理と同 いる課長代理及び課長 職 長一係長間)</td></td<>	し部下に係長等の役 る者 し部下4人以上を有す が上記課長代理と同 いる課長代理及び課長 職 長一係長間)
事務課長代理   6   46.8   432,684   0   432,684 課長に直属職者を有す課長に直属職者を有す課長に直属職者を有す課長に直属職者を有す課長に直属職者を有す。     短大卒   1   *   *   *   *   職務を有す課長に直属職者を有す課長に直属職者を有す課長に直属職者を有す。     短大卒   3   50.5   432,882   0   432,882   432,882   0   432,882   0   432,882   0   432,882   0   432,882   0   432,882   0   0   432,882   0   0   432,882   0   0   432,882   0   0   432,882   0   0   0   0   432,882   0   0   432,882   0	る者 し部下4人以上を有す が上記課長代理と同 にる課長代理及び課長 職 長-係長間)
大学卒   2   43.5   434,351   0   434,351   課長に直属	し部下4人以上を有すが上記課長代理と同 12る課長代理及び課長 職 長一係長間)
放 人 卒	は課長代理及び課長 職 長−係長間)
中学卒   -   -   -   -   代理級專門中間職(課)     技術課長代理   8   47.1   402,783   9,614   393,169     事   大学卒 短大卒   2   44.5   372,340   4,675   367,665	職長一係長間)
技術課長代理 8 47.1 402,783 9,614 393,169	
事 大学卒 2 44.5 372,340 4,675 367,665 5 5 5 5 5 6 5 6 6 7 6 7 6 7 7 7 7 7	同上
	同 上
直	
中学卒	
務   事務係長   18   42.8   314,940   26,704   288,236	
大学卒 12 42.6 304,913 22,556 282,357	尽巨如去四颗
歴入平   2 41.0   501,475   72,629   226,040	係長級専門職
·   高校卒	
技術係長 50 42.6 355,874 53,598 302,276 技 大学 京 24 42.0 262,066 51,525 211,421	
技   大学卒   24   42.0   362,966   51,535   311,431     短大卒   4   41.8   309,721   52,934   256,787	同上
高校卒 22 43.5 356,528 55,969 300,559	
術  中学卒	
サ 4万 工   工   200,220   係長等のい	る事業所における主任 ない事業所における主
大学卒 16 39.0 280,189 23,530 256,659 任のうち、調 し、部下を考	!長代理以上に直属
関   短 大 卒   8   35.6   302,344   33,495   268,849  係長等のい	ない事業所において、 が上記主任と同等と認
高校卒 12 47.3 307,468 24,243 283,225 Wall かられる主作 中学卒 中間職(係)	£
係技術主任 39 41.0 295,468 42,713 252,755	193147
大学卒 14 43.0 317,240 45,029 272,211	
短大卒 10 35.9 262,774 43,908 218,866	同 上
職   高校卒   15   42.6   296,944   39,756   257,188	
中学卒	
事務係員 140 37.1 239,446 17,427 222,019	
種   大学卒   65   32.7   262,840   19,135   243,705	
短大卒 18 41.9 229,955 23,653 206,302	
高校卒 57 40.7 215,122 13,468 201,654 中学卒	
大学卒   60   32.1   303,026   41,856   261,170     短大卒   8   31.9   249,268   34,683   214,585	
高校卒 17 38.3 257,526 35,393 222,133	
中学卒	

# その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

- 現	. 模 計 			平成:	27年4月分平均支		
	職種名	調 査   実人員	平均年齢	きまって支給する		(A) - (B)	備考
				給与 (A)	うち 時間外手当 (B)		
技能	電話交換手	人 _	歳	円 -	円 _	円 -	
労務	自家用乗用自動車	_	_	_	_	_	<ul><li>を除く。</li><li></li></ul>
務関係	運 転 手   守 衛	_	_	_	_	_	他の事業所において業務に従事している者を除く。
職	用務員	_	_	_	_	_	
_種_	研究所長	_		_	_		構成員50人以上の所の長
研	研究部(課)長	8	48.9	548,500	0	548,500	(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上
究関	研究室(係)長	4	48.0	511,250	0		の部(課)の長 構成員3人以上の室(係)の長
係	主任研究員	_	-	-	_	-	∫ 下記研究員より上位の者
職種	研 究 員	24	42.7	379,417	2,907	376,510	(研究所長の職名を有する 者、上記研究部(課)長及 び研究室(係)長を除く。)
1年	研究補助員	_	-	-		-	( 0 圳 九里(床) 及を(床)。)
	病院長	1	*	*	*	*	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	2	56.5	1,505,892	128,317	1,377,575	
	医 科 長	15	55.6	1,315,384	200,550		部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	23	42.5	890,023	75,588	814,435	
	歯 科 医 師	3	41.2	634,037	5,415	628,622	
	薬 局 長	2	56.0	466,490	31,540	434,950	部下に薬剤師2人以上
医	薬 剤 師	17	33.8	308,686	18,856	289,830	
療関	診療放射線技師	13	39.7	372,303	38,515	333,788	
係職	臨床検査技師	17	46.5	381,997	43,462	338,535	
種	栄 養 士	18	35.3	269,840	11,199	258,641	
	理学療法士	27	31.0	289,330	21,749	267,581	
	作業療法士	42	32.4	283,188	10,765	272,423	
	総看護師長	6	54.7	475,813	37,005		部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	45	47.7	394,514	45,966	348,548	部下に看護師又は准看護師5人以 上
	看 護 師	97	38.2	335,177	52,960	282,217	
	准 看 護 師	33	52.5	358,483	53,283	305,200	
	大学学長·副学長· 学 部 長	2	64.0	824,524	0	824,524	
	大 学 教 授	36	59.6	566,996	0	566,996	
教	大学准教授	29	47.6	458,320	0	458,320	
教育関	大 学 講 師	18	43.4	415,036	0	415,036	
係職	大 学 助 教	6	40.7	348,950	0	348,950	
種	高等学校校長	-	-	_	-	_	
	高等学校教頭	-	-	_	-	_	
	高等学校教諭	_	_	_	_	_	

# 第11表 民間における初任給の改定状況

新規学卒者 新規学卒者 項目 初任給の改定状況  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 採用あり 採用なし 学 歴 増額 据置き 減 額 大学卒 53.7 46.3 (31.6)(66.7)(1.7)(33.4)高校卒 (0.0)13.6 (66.6)86.4

- (注) 1 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
  - 2 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第23表まで同じ。)

## 第12表 職種別、学歴別初任給

(単位 : 円)

(単位:%)

職	学 歴 種	大学卒	短大卒	高校卒
新卒	本事務員•技術者計	192,968	176,546	162,213
	新卒事務員	191,981	175,524	163,304
	新卒技術者	195,725	178,192	160,120

- (注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである
- 備 考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒186,018円、短大卒162,225円、 高校卒150,689円である。

## 第13表 民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項 目 役職段階	ベースア <sub>ツ</sub> プ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	35.3	9.9	0.0	54.8
課長級	28.6	10.0	0.0	61.4

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

## 第14表 民間における定期昇給の実施状況

項目	定期昇給	定期昇給制度あり					
		定期昇給	実施	定期	定期 昇給 制度		
役職 段階			増額	減 額	変化なし	昇給 中止	制度なし
係 員	91.2	89.0	22.8	3.2	63.0	2.2	8.8
課長級	83.7	81.5	19.8	2.2	59.6	2.2	16.3

<sup>(</sup>注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない 事業所を除いて集計した。

## 第15表 民間における定期昇給制度の状況

(単位 : %)

(単位:%)

項目	定期昇給			定期昇給	
役職段階	制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	制度なし
係員	93.2	39.4	83.0	46.1	6.8
課長級	87.5	33.5	80.8	46.5	12.5

<sup>(</sup>注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

## 第16表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

(単位:%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する	配偶者の手当を 見直す予定が ある	配偶者の手当を 見直す予定が ない	配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
79.0	(84.6)	[4.0]	[96.0]	(15.4)	21.0

- (注) 1 ( )内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

#### その2 扶養家族の構成別支給月額

(単位 : 円)

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,932
配偶者と子1人	19,944
配偶者と子2人	25,007

- (注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
- 備 考 本市職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、 1人につき6,500円である。なお、満16歳に達する年度初めから満22歳に達した年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

# 第17表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合		
支給する	53.6		
支給しない	46.4		
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満		

備 考 本市職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

## 第18表 民間における単身赴任手当の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

(単位 : %)

(単位:%)

支給の有無	事業所割合
支給する	90.9
支給しない	9.1
単身赴任手当の支給方法が一律定額の 事業所における平均支給月額	37,428 円

<sup>(</sup>注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。

## 第19表 民間における単身赴任者に対する賃金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

(平成26年職種別民間給与実態調査)

(単位 : %)

	帰宅費用を							
支給する	1~11回	12回	13~23回	24回	25回以上	平均	支給しない	
64.2	(22.4)	(45.0)	(2.8)	(26.8)	(3.1)	14.5回	35.8	

<sup>(</sup>注)1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

備 考 本市職員の場合、単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000円である。

<sup>2</sup> 年間支給回数は、単身赴任手当及び賃金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

# 第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位 : %)

項 目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係員	56.6	43.4
課長級	53.0	47.0
部長級(非役員)	53.0	47.0

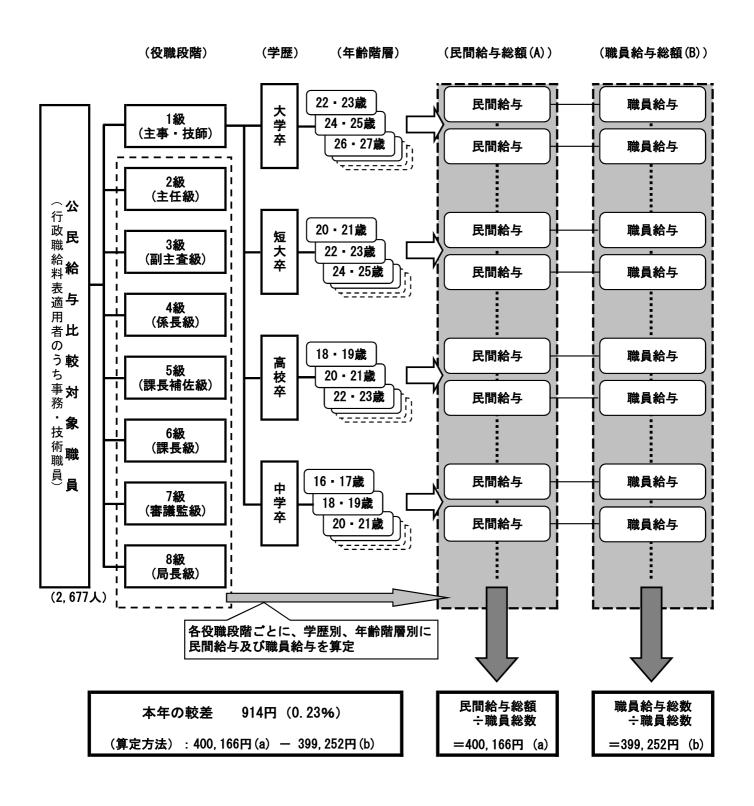
# 第21表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A1)	340,342円
	上半期(A2)	341,995円
性別公の古公姑	下半期(B1)	711,082円
特別給の支給額	上半期(B2)	724,541円
	下半期(B1/A1)	2.09月分
特別給の支給割合	上半期(B2/A2)	2.12月分
	年間	4.21月分

<sup>(</sup>注)「下半期」とは平成26年8月から平成27年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

#### 第22表 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出している。 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較している。



第23表 公民給与比較における役職段階の対応関係

職員(行政職給料表)		民 間 従 業 員			
職務の級	主な役職	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 100人未満	
8級	局 長 級	支店長、工場長			
7級	審議監級	部長、部次長	支店長、工場長		
6級	課長級	課長	部長、部次長	支店長、工場長	
5級	課長補佐級	課長代理	課長	部長、部次長	
3///X	床及冊匹顺	<b></b>	K K	課長	
4級	係 長 級	係 長	課長代理	課長代理	
3級	副主査級	派 又	係 長	係 長	
2級	主 任 級	主 任		'床 文	
1 ½∏-	主事·技師	土任	主 任	主 任	
1級	土尹·汉叫	係 員	係 員	係 員	

<sup>(</sup>注) 係制のない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任について は、係長に含む。

3 生計費関係

# 3 生計費関係

#### 平成27年4月の標準生計費算定方法

市民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」(総務省)等に基づき、岡山市における標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・ 被服及び履物

雑費I・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II・・・ その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、 仕送り金)

## (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2 人~5 人世帯については、「家計調査」(総務省)における勤労者世帯の平成 27 年 4 月の費目別平均支出金額(日数を 365/12 日に、世帯人員を 4 人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対 する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

# 第24表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成27年4月) (単位:円)

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,530	34,940	47,010	59,060	71,130
住居関係費	43,390	58,530	50,600	42,660	34,720
被服・履物費	4,340	5,440	7,160	8,880	10,600
雑費I	26,550	35,780	54,350	72,930	91,500
雑費Ⅱ	7,980	16,310	18,620	20,920	23,220
計	110,790	151,000	177,740	204,450	231,170

# 4 労働経済関係

# 労働経済関係

# 第25表 労働経済指標

年 月					平成26年				
項目				4月	5月	6月	7月	8月	
Æ				金額(円)	294,925	290,762	291,947	291,859	290,671
賃 金 •	きまって	支給する給与	全国	前年同月比(%)	0.1	0.2	0.3	0.6	0.2
労働		査産業計]		金額 (円)	280,132	278,111	278,465	278,821	277,685
時間			岡山県	前年同月比(%)	1.7	2.1	1.3	1.3	1.1
(厚生		5.4	全国	金額 (円)	268,255	265,663	266,948	266,636	266,165
労働		うち 所定内給与	土ഥ	前年同月比(%)	△ 0.4	△ 0.1	0.1	0.3	0.1
省毎月		DI JEPINI <del>J</del>	岡山県	金額 (円)	253,793	254,191	253,943	255,085	254,480
勤労		労働時間数	全	国 (時間)	153.5	147.5	152.9	155.6	145.2
統計	[調]	査産業計]	岡	山 県 (時間)	161.2	154.2	161.9	163.4	150.1
調査		うち所定外	全	国 (時間)	13.4	12.5	12.4	12.6	12.0
		労働時間	岡	山 県 (時間)	15.0	13.7	14.2	13.8	12.4
			全国	金額 (円)	302,141	271,411	272,791	280,293	282,124
消費		全世帯		前年同月比(%)	△ 0.7	△ 3.9	1.3	$\triangle 2.0$	△ 0.9
費支出	-	土世市		金額 (円)	276,493	254,858	248,395	275,071	307,836
総務			岡山市	前年同月比(%)	△ 22.0	△ 22.9	△ 5.8	△ 5.0	16.9
省家				金額 (円)	329,976	293,050	295,738	311,693	305,836
計調	###	**************************************	全国	前年同月比(%)	△ 3.1	△ 4.8	△ 0.3	0.4	△ 2.2
查	到	労者世帯	Mu. <del>+</del>	金額 (円)	322,136	280,420	271,162	305,106	323,978
			岡山市	前年同月比(%)	△ 26.9	△ 28.3	△ 1.5	$\triangle 2.3$	20.4
	消費	者物価指数	全国	前年同月比(%)	3.4	3.7	3.6	3.4	3.3
物価		総務省)	岡山市	前年同月比(%)	3.0	3.4	3.4	3.2	3.1
	国内企	国内企業物価指数(日本銀行)		前年同月比(%)	4.2	4.4	4.5	4.4	4.0
		雇用指数[調查] 働省毎月勤労約		前年同月比(%)	0.4	0.3	0.4	0.5	0.5
雇用	( ) _	有効求人倍率 厚生労働省職業		(1 <del>2/-</del> )	1.08	1.09	1.10	1.10	1.10
生産		完全失業率[ (総務省労	季節調整	直] (0/)	3.6	3.6	3.7	3.7	3.5
	実質国内総生産[GDP] (内閣府)			前期比 (%)		△ 2.0			△ 0.3

<sup>(</sup>注) 1 厚生労働省毎月勤労統計調査による数値は、同調査の事業所規模30人以上の数値である。 2 「きまって支給する給与」及び「所定内給与」は平成22年基準である。なお、調査対象事業所の抽出替えが平成27年1月に実施されたことに伴い、前年同月比と実数で計算した増減率とは必ずしも一致しない。

<sup>3 「</sup>消費支出」については、農林漁家世帯を含む二人以上の世帯が対象である。

<sup>4 「</sup>消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は平成22年基準である。

				平成27年				
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
291,686	292,851	292,376	292,901	286,003	285,561	288,223	292,538	286,844
0.5	0.2	0.1	0.4	0.6	0.2	0.2	0.5	0.0
276,483	276,664	277,292	278,446	282,873	282,733	285,944	286,678	277,055
0.4	$\triangle 0.4$	0.0	$\triangle 0.4$	0.8	0.5	0.7	0.7	$\triangle$ 2.1
267,333	267,219	266,221	266,455	260,841	260,499	262,869	266,514	262,582
0.4	0.1	△ 0.1	0.4	0.5	0.2	0.4	0.6	0.3
251,943	252,026	252,047	253,084	256,163	256,425	257,317	259,617	252,488
148.2	153.7	149.1	147.9	141.4	145.4	150.4	155.8	143.0
158.5	161.7	156.4	155.1	148.7	153.6	161.5	161.9	149.2
12.4	12.8	13.0	13.4	12.7	12.8	13.3	13.4	12.5
14.3	14.0	14.7	14.9	13.8	14.3	14.8	13.9	12.6
275,226	288,579	280,271	332,363	289,847	265,632	317,579	300,480	286,433
△ 1.9	△ 0.7	0.3	$\triangle$ 0.6	$\triangle 2.4$	$\triangle 0.4$	△ 8.1	$\triangle 0.5$	5.5
282,623	316,989	299,487	329,161	325,297	253,531	305,186	276,224	271,755
2.2	19.0	20.8	12.5	16.5	1.0	$\triangle 0.3$	△ 0.1	6.6
303,614	316,154	306,230	357,772	320,674	291,387	351,974	334,301	317,317
△ 3.7	△ 0.1	1.7	$\triangle$ 0.2	△ 1.6	△ 1.1	△ 8.5	1.3	8.3
308,488	358,310	293,416	323,584	368,063	272,531	349,710	312,629	300,993
6.9	27.2	11.5	1.1	17.4	△ 1.8	$\triangle$ 1.2	△ 3.0	7.3
3.2	2.9	2.4	2.4	2.4	2.2	2.3	0.6	0.5
3.2	2.9	2.5	2.2	2.4	2.0	2.2	0.6	0.4
3.6	2.9	2.6	1.8	0.3	0.4	0.7	△ 2.1	△ 2.2
0.4	0.3	0.3	0.4	0.7	0.9	0.6	1.0	0.9
1.10	1.10	1.12	1.14	1.14	1.15	1.15	1.17	1.19
3.6	3.5	3.5	3.4	3.6	3.5	3.4	3.3	3.3
	0.3				1.1		△ ( <b>速</b>	0.3 <b>報値</b> )